

第3章 雇用・産業の復興

1 雇用対策

趣 旨

震災時には、事業所の直接的の被災や物流の途絶等による間接的な被災により、雇用不安が広がることが想定される。しかし、被災者が生活の復興を図るために安定した雇用が不可欠である。

こうした復興期における被災者の生活の安定を図るため、事業者に対して各種雇用維持制度の周知や雇用維持のための相談対応を実施し、雇用の維持を図るとともに、求職者への職業紹介、求人の拡大など、被災離職者の再就職の促進を図る。

施 策 の 体 系

- 1 雇用状況の把握 (1) 雇用状況調査
- 2 雇用の維持
 - (1) 事業者への雇用維持の要請
 - (2) 公的機関での雇用維持の要請
 - (3) 各種事業制度の周知及び活用促進
- 3 異職者の生活・再就職支援
 - (1) 雇用保険制度の活用促進
 - (2) 求人動向の把握
 - (3) 求職動向の把握
 - (4) 求人の拡大
 - (5) 職業のあつ旋

1 雇用状況の把握		
(1) 雇用状況調査		
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①雇用状況調査	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災直後より、主要企業に対して、雇用調整等の有無について、電話によるヒアリング調査を実施する。 ○ 業界団体等に対して、雇用調整等の有無についてのヒアリング調査を行い、業種ごとの雇用状況を把握する。
②定期的な 雇用状況調査	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所を対象としたアンケート調査を定期的に行い、震災の経営への影響や雇用調整の実施状況等を把握する。 ○ 雇用保険求職者給付の対象となる被災離職者に対して、アンケート調査を実施し、離職事由や就職活動の状況など、従業者側から見た雇用状況についても把握する。 ○ 必要に応じ、パートや中高年者の従業者の雇用状況についてもヒアリング調査やアンケート調査を行う。
③雇用状況の 整理・分析	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ ①及び②により把握した雇用状況を、業種別や年齢別、雇用形態別等に分類し、整理・分析する。 ○ 分析結果は、支援策立案等の基礎データとするため、関係部局及び他の地方公共団体へ速やかに配布するとともに、報道機関等を通じ、住民に定期的に情報提供を行う。

事 前 対 策

- 雇用状況調査（ヒアリング調査及びアンケート調査）を行う際のサンプリング方法の検討

2 雇用の維持

(1) 事業者への雇用維持の要請

内容	事業所の被害の程度によっては、従業員の解雇等が発生し、雇用不安や社会不安を引き起こす場合もある。 このため、震災後の早い段階から、事業所や各種業界団体に対して、雇用維持に関する様々な支援制度の周知を図り、雇用維持に努めるよう要請する。	
----	--	--

実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①業界団体等への要請	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業界団体等に雇用維持を要請する。 ○ 都県は、国（労働省）との調整の後、都県レベルの業界団体に対し、雇用維持に努めるよう要請する。
②主要事業所への要請	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共職業安定所は、被害状況を勘案し、管轄する事業所のうち、特に被害が大きい大企業などを中心に、雇用維持を要請する。 ○ マスコミを通じて、事業所全般に対しても要請を行う。

(2) 公的機関での雇用維持の要請

実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①都県の関係機関への周知徹底	都県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各関係機関の部局を通じ、雇用維持を徹底する。
②国への要請	都県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国（労働省）に対して、各省庁を通じ、各省庁が所管する関係機関への雇用維持の周知徹底要請する。
③市区町村の関係機関への周知徹底	市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各関係機関の所管部局を通じ、雇用維持を徹底する。

事 前 対 策

- 事業者への要請や周知を行う際のマスコミへの情報提供等の方法に関する事前検討
- 公的機関での雇用状況に関する情報の共有策の事前検討

2 雇用の維持		
(3) 各種事業制度の周知及び活用促進		
内容	事業所の被災による解雇等の発生を防止するため、事業者に対して、雇用調整助成金制度をはじめとした雇用維持のための各種制度の周知及び活用促進に努めるとともに、迅速かつ円滑な事務処理を行う。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①事業主への周知	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災直後より、マスコミ等を通じ雇用調整助成金制度の趣旨と内容について事業主へ周知する。 ○ 業界団体等に対し、雇用維持を要請する際に、制度の趣旨と内容等について周知する。 ○ 事業所への他の支援策を含め、必要な特例措置が確定した段階において、支援策を取りまとめたリーフレットを作成し、各種相談所、公共職業安定所、商工会議所等の窓口等にて配布するとともに、マスコミを通じて周知する。
②事務処理体制の整備	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所や交通機関等の被災状況等を勘案し、必要に応じて雇用調整助成金の申請を取り扱う窓口や臨時窓口を設置する。 ○ 雇用調整助成金の申請に対応する事務職員を確保する。 ○ 特例的な事務処理方法について事務処理職員に周知する。
事 前 対 策		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用調整助成金センター（臨時窓口）の設置に当たっての事務処理に関する国との事前協議 ○ 臨時窓口の開設方法や臨時事務職員の確保等に関する自治体間の事前協議 ○ 事務処理方法についてのマニュアル化 		

3 異職者の生活・再就職支援

(1) 雇用保険制度の活用促進

内容 異職者の生活再建支援策としては、雇用保険の求職者給付及び同制度の特例措置が主要な対策となる。しかし、申請には、事業主が発行する離職表が必要であり、事業主の迅速な対応が求められること、また給付が離職者の申請に基づき行われるものであることから、制度の活用を促進するため、特例措置の内容を含め、制度の趣旨と内容について、事業主及び離職者の双方に周知する。

実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①事業主への周知	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災直後より、マスコミを通じ雇用保険制度の趣旨と内容について事業主へ周知する。 ○ 業界団体等に対して、制度の趣旨と内容について周知するとともに、加盟業者への制度の活用を要請する。
②離職者への周知	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災直後より、マスコミ等を通じ、雇用保険制度の趣旨と内容等について、被災離職者へ周知するとともに、公共職業安定所、各種相談所においても、制度の趣旨及び内容を周知する。特に特例措置により対象者となる被保険者及びその雇用事業主に対しての周知徹底に努める。 ○ 事業所への他の支援策を含め、必要な特例措置が確定した段階において、支援策をとりまとめたりーフレット等を作成し、各種相談所、公共職業安定所等にて配布するとともに、マスコミを通じて周知する。

(2) 求人動向の把握

内容 被災離職者の再就職を支援するため、求人情報を把握し、被災離職者に対して的確に情報提供を行うとともに、被災離職者の雇用促進策の展開のため、求人情報の分析を行う。

実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①求人情報の把握	都県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共職業安定所及び業界団体等との密接な連携により、事業所の求人情報を総合的に把握する。 ○ 必要に応じ、他の都府県の職業安定主管課を通じ、他都府県事業所の求人情報を把握する。
②求人傾向の分析	都県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 求人情報の把握及び雇用状況調査の結果等をもとに、業種別・年齢別等の求人傾向を定期的に整理・分析する。

事前対策

(1) 雇用保険制度の活用促進

- 事業者への要請や周知を行う際のマスコミへの情報提供の方法等についての事前検討
- 公共職業安定所との情報の共有化についての事前協議

3 縮職者の生活・再就職支援		
(3) 求職動向の把握		
内容	被災縮職者の再就職を促進するため、被災縮職者の求職動向を把握する。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①求職状況の把握	都県 市区町村	○ 公共職業安定所、各種相談所を通じ、被災縮職者の求職状況を総合的に把握する。
②求職傾向の分析	都県	○ 職業安定主管課において、被災縮職者の求職状況の把握及び雇用状況調査の結果をもとに、業種別及び職種別の求職傾向を定期的に整理・分析する。
(4) 求人の拡大		
内容	縮職者の再就職を促進するため、事業所の求人動向や被災縮職者の求職動向をもとに、公共職業安定所へ求人と求職のマッチングが図られるよう要請する。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①民間企業における求人の開拓	都県	○ 公共職業安定所において、雇用開発を推進する担当を設置し、事業所に対し、訪問・文書・電話等により、被災縮職者の雇用を要請する。 ○ 中高年層等、特に再就職が厳しい者については、重点的に雇用の開発を行う。
②公共団体等における求人の確保	都県 市区町村	○ 雇用機会の確保を率先して図るため、公共団体において臨時職員の採用等を行うとともに、関係団体に対しても、臨時職員の採用等を要請する。
(5) 職業のあつ旋		
内容	被災縮職者の円滑な再就職を促進するため、求人と求職のマッチングに留意しながら、被災縮職者に対して、職業のあつ旋を行う。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①公共職業安定所におけるあつ旋	都県	○ 求人情報の把握及び求人開拓により収集した求人情報をもとに、公共職業安定所において、被災縮職者に対する速やかな職業のあつ旋を行う。
②特別職業相談窓口の設置	都県 市区町村	○ 被災縮職者の求職状況等に基づき、交通事情等を勘案しながら、臨時職業相談窓口や移動職業相談窓口を必要に応じて設置する。
③マッチングイベントの開催	都県 市区町村	○ 必要に応じ、合同就職面接会等のマッチングイベントを開催する。

事 前 対 策

(5) 職業のあつ旋

- 事業者への要請や周知を行う際のマスコミへの情報提供の方法等についての事前検討
- 臨時受付窓口の開設及び事務処理職員の確保の方法等についての事前検討
- 一時疎開者に対する再就職支援情報の提供方法の事前検討

事 例

■雇用維持対策～阪神・淡路大震災／雲仙普賢岳噴火災害～■

阪神・淡路大震災では、国の雇用維持対策として、雇用調整助成金制度や生涯能力開発給付金及び中小企業事業転換等能力開発給付金及び中小企業事業転換等能力開発給付金制度の特例的な運用が行われるとともに、被災事業の再開に伴う雇用確保を支援する助成制度が創設された。また、兵庫県は、雇用調整助成金制度を補完するかたちで、雇用維持奨励金制度を復興基金事業として創設した。

雲仙普賢岳噴火災害でも、雇用調整助成金制度の特例措置がとられるとともに、島原公共職業安定所管轄区域を地域雇用開発促進法の「雇用機会増大促進地域」とし、区域内の一般求職者を地域雇用開発助成金に係る雇用開発必要求職者に指定することにより、地域雇用開発助成金の支給等が講じられた。

また、雲仙普賢岳災害対策基金を活用した休業手当助成金や休業補償金等が、警戒区域及び避難勧告区域に指定されたことに伴い事業活動が縮小された被災事業主等に対して支給された。

■復職・再就職対策～阪神・淡路大震災／雲仙普賢岳噴火災害～■

○復職・再就職に関する復興期の対策

阪神・淡路大震災では、企業自身の直接的な被災や関連企業の被災による間接的な被災等により多くの一時帰休者、離職者が発生し、このような人々の生活の安定と復職・再就職の支援をいかに図るかが課題となった。このため、国や県、神戸市では、様々な生活の安定、復職・再就職支援のために取り組みを行っている。

生活の安定に関しては、国による雇用保険制度の特例措置のほか、県でも離職者に対する生活安定のための資金の貸付を行った。県下における雇用保険失業給付受給者実人員は震災以降増加し、平成7年5月に62,470人（前年同月36,971人）とピークを迎え、平成8年1月には39,497人（前々年同月35,210人）とほぼ震災前の水準に戻っている。

また、離職者の再就職支援策については、国により特定求職者雇用開発助成金制度の特例措置がとられるとともに、公共事業への被災失業者の吸収を図るために、「阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法」（以下「公共事業就労促進法」という。）が施行され、被災地域における公共事業に対し、一定の割合で被災失業者を吸収することが義務づけられた。また、県においても、被災者雇用奨励金や震災失業者雇用奨励金の支給等の事業主に対する支援を行うとともに、離職者に対しては、合同就職説明会や一日ハローワークの実施等の再就職支援、さらには生活安定のための資金の融資等が行われた。

一方、雲仙普賢岳噴火災害においては、離職者の復職・再就職を支援するため、島原公共職業安定所に雇用相談コーナーを設置し総合雇用相談を行うとともに、交通規制等により地域住民へのサービスに支障をきたす地域においては、職業相談・雇用保険給付業務を中心に臨時相談所を設置し、相談体制の整備を行った。

また、被災者の生活安定を図るため、雲仙普賢岳噴火災害により、事業所が休業したため、離職前の事業主との間に「再雇用予約」があるものの、一時的に離職を余儀なくされた被災者に対して、通常の離職者と同様に雇用保険基本手当を支給する特別措置が実施されるとともに、雲仙岳災害対策基金により、雲仙岳噴火災害地域就職奨励金制度及び雲仙岳被災求職者常用就職支度金制度が創設された。

さらに、被災者の復職・再就職を支援するため、公共職業安定所の「求人情報紙」の各避難所への配布、電話による求人情報の提供を行うとともに、公共職業訓練及び職場適応訓練の実施、訓練費用の補助が行われた。

○復職・再就職に関する復興期の課題

阪神・淡路大震災においては、解雇や一時解雇、採用抑制等を行った企業が多数あった。また、自宅や交通機関の被災により通勤困難となった従業者が解雇されるなど、震災に便乗した不当解雇と思われるケースや被災者にとって過酷な遠隔地や通勤困難な地域への配置転換等をめぐり、労使間のトラブルが発生した。

一方、離職者が再就職するに当たり最も重視した雇用条件は「勤務地」であり、職住近接の就業希望が高かった。このため、求人と求職のミスマッチなどの問題が引き起こされた。「公共事業就業促進法」法施行後7か月間に同法の定めにしたがって雇い入れられた被災失業者は18人、希望者を全て合わせても40人弱に過ぎず、十分に目的を果たすことができなかった。

■雇用調整助成金及び雇用保険関係の対応～阪神・淡路大震災～■

被災地の公共職業安定所において、2月に入り雇用保険の受給手続き件数が急増の兆しを見せてきたため、被災後約1か月目にあたる2月15日に、被災に係る事業所の休止・廃止に伴う離職手続きや失業給付手続き等を集中的に取り扱う緊急雇用保険サービスセンターを旧神戸公共職業安定所庁舎内に開設することを決定し、2月21日から業務を開始した。

1月23日に雇用調整助成金制度が被災地域の事業所に適用されることになったことを受け、これ以後、事業所からの申請相談が急増したため、震災による休業・教育訓練・出向に係る雇用調整助成金の支給申請手続き等を集中的に取り扱う緊急雇用調整助成金センターを旧神戸公共職業安定所庁舎内に開設することを決定し、被災後約2か月目に当たる3月14日より業務を開始した。

これらのセンターでの事務処理職員を確保するために、県内の職業安定行政職員の応援体制を確立するとともに、労働省を通じて5県に対して職員の応援要請を行い、被災から約1か月後の2月20日から1週間交代で応援派遣を受けた。

このほか、国（労働省）の通達により、次のような特例的な事務処理が実施された。

①失業給付についての特例措置

- ・被災者である受給者については、受給者の居住地を管轄する公共職業安定所以外の安定所においても失業給付を支給した。
- ・事業主が行方不明等のため、離職証明書が作成できない場合は、公共職業安定所長の職権により、離職票の発行、受給資格の決定を行った。
- ・事業所が災害を受けたため、やむを得ず事業を休止したことなどにより、労働の意志及び能力を有するにかかわらず、一時的に就労できず、かつ賃金の支払いを受けることができない状態にあったときは、失業しているとみなして失業給付を支給した。
- ・自己都合退職等の受給資格者に係る給付制限期間を災害発生後1年に限り、3か月から1か月へ緩和した。
- ・被災者である受給者が、被災に伴うやむを得ない事情により、失業の認定のため来所できないときは、失業の認定手続きを代理人により行った。

②雇用調整助成金についての特例措置

- ・支給対象事業主の要件として「兵庫県南部地震の影響による経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主であること」の特例を定めた。
- ・災害のための事業を休止し、再雇用を約して一時解雇した労働者を雇用保険の被保険者として再雇用した場合、あるいは6か月以上の被保険者期間のない新規学卒者を雇用調整助成金の対象被保険者とした。

■参考：阪神・淡路大震災における新たな雇用支援制度について■

(1) 雇用維持奨励金制度（復興基金事業）

失業の予防や事業再開に向けた雇用の確保を図るため、休業等により雇用の維持を図る事業主に対し、その取り組みを支援する雇用維持奨励金を支給する。

- 対象者 ①災害救助法適用地域を管轄する公共職業安定所管内（11市12町）に所在する事業所の事業主のうち、震災により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用維持のための措置（休業、出向、教育訓練）を実施したもの。
②災害救助法適用地域を管轄する公共職業安定所管内（11市12町）の親事業所の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用維持のための措置を実施した前記公共職業安定所管外に所在する兵庫県内の下請事業所の事業主。

■対象期間 平成7年4月1日から平成9年1月22日の間に行われる雇用維持措置

■支給率 休業手当等の1/9（中小企業は1/8）

■運用方法 雇用維持奨励金は、震災特例措置により国の雇用調整助成金の支給を受けた事業所を対象としており、奨励金の支給申請に当たっては、雇用調整助成金の支給決定通知書の写しを添付して、その支給決定から3か月以内に申請することになっている。

奨励金の支給金額は、雇用維持のための措置に要した費用の1/9（中小企業は1/8）となっているが、実際の運用上は、事業主の奨励金の申請手続きの簡素化と受付機関における審査の円滑化のために、雇用調整助成金の支給決定通知書に記載の支給額をもとに計算されている。

(2) 離職者生活安定資金貸付制度（兵庫県事業）

震災等が原因で離職し、現在も求職活動を続けている者等の支援のために、生活資金を融資する。

■対象者 震災等が原因で離職し、現在も求職活動を続けている者等

■融資限度額 100万円

■融資利率 3%

■償還期間 5年（但し、10か月を限度として元金支払いを猶予できる。）

(3) 被災者雇用奨励金制度（復興基金事業）

被災者の早期就職と人材の地域内定着を図るため、震災により家屋が被災したものの雇い入れを奨励する被災者雇用奨励金を支給する。

■対象者 災害救助法適用地域を管轄する公共職業安定所管内（11市12町）に所在する事業所で、被災者を新たに雇い入れ、常用労働者として6か月以上継続して雇用した事業主

■対象期間 平成7年4月1日から平成9年1月22日の間の被災者の雇い入れ

■支給額 雇い入れた被災者1人当たり50万円

(4) 震災失業者雇用奨励金制度（復興基金事業）

震災失業者の早期就職と生活の安定を図るため、震災により離職又は廃業を余儀なくされた者の雇い入れを奨励する震災失業者雇用奨励金を支給する。

■対象者 県内に所在する事業所で、震災により離職又は廃業を余儀なくされた者を新たに雇い入れ、常用労働者として6か月以上継続して雇用した事業主

■対象期間 平成8年4月1日から平成9年1月22日の間の震災失業者の雇い入れ

■支給額 雇い入れた労働者1人当たり50万円

2 事業再開対策

趣旨

被災した事業者は、事業再開のための設備復旧の費用や事業運営のための資金を必要とするが、資産の少ない中小事業者は資金調達に際し困難な状況に置かれるものが多いと考えられる。このため、既存の融資制度について、個人事業者や組合等の団体に周知し、その活用を促進するとともに、国、都県や各種の金融機関に対して、特別措置や手続きの簡素化等を要請し、中小事業者の便宜を図る。

また、被害の少ない事業者でも、下請け業者など、取引先企業の被災や道路の被害による流通ルートの分断等によって、大きな影響を受ける場合も考えられる。このため、このような間接的な被害により受注が減少している業種や生産地に関しては、被災地域外の取引先をあっ旋するとともに、流通ルートに関する情報提供を行い、企業の生産活動の活性化を図る。

施策の体系

- | | |
|------------|---|
| 1 被害状況の把握 | (1) 被害・復旧状況の把握 |
| 2 事業再開への支援 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 各種融資制度の周知 (2) 特例措置及び新たな支援制度の創設、要請 (3) 取引等のあっ旋 (4) 物流の安定のための情報の収集・提供 (5) 経営相談の実施 |

*産業施設の復興に関しては、「第1章 4 産業施設等の復興」を参照。

1 被害状況の把握		
(1) 被害・復旧状況の把握		
内容	的確な事業再開支援を図るため、被災直後の被害状況を早急に把握するとともに、定期的に復旧状況を把握し、的確に支援策に反映する。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①事業所被害概況調査	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災直後において、地域防災計画に定める被害状況等の情報収集のほか、業界団体や金融機関、商店街振興組合等を通じて、業種ごとの被害状況を把握するなど、必要な調査を実施する。
②定期的な事業所被害・復旧状況調査	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ ①と同様の方法及び必要に応じた巡回調査により、定期的な被害状況及び復旧状況の確認・把握を行う。 ○ 特に必要がある場合には、業界団体等あるいは事業所に対するアンケート調査を実施し、被害状況及び復旧状況の把握・確認のほか、復興に向けた意見・要望等を把握する。
③被害・復旧状況の整理・分析	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ ①・②により把握した被害・復旧状況を整理・分析する。 ○ 分析結果は、支援策の立案等の基礎データとするため、関係部局へ速やかに配布するとともに、定期的に、マスコミ等を通じ、住民へ情報提供を行う。

事 前 対 策
○被害・復旧状況分析班の設置及び構成についての事前検討
○被害状況調査票のフォーマット作成

2 事業再開への支援		
(1) 各種融資制度の周知		
内容	速やかな事業所の再建を図るため、事業者や各種の団体に対し、国・都県等の各種の融資制度についての情報提供を行い、その活用を促進する。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①取扱い機関への説明会の開催	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 融資取扱金融機関をはじめ、融資の申込受付場所となる関係機関、各相談所に対し、各種制度の内容及び方法等を周知するため、説明会を開催する。
②事業主・組合等への周知	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国や都県、市区町村の持つ既往制度の内容を、マスコミや業界団体等を通じ、事業主・組合等へ周知する。 ○ 各相談所、取扱指定金融機関、中小企業振興公社、商工会議所等の関係機関において情報提供を行うとともに、リーフレット等を作成し、業界団体や関係機関等を通じて配布し、周知する。
(2) 特例措置及び新たな支援制度の創設、要請		
内容	<p>都県、市区町村等が災害復旧のために定めている各種制度の拡充を検討するとともに、新たな融資あるいは補助制度の創設について検討・実施する。</p> <p>また、国等の関係機関に対し、既往貸付制度資金の償還条件の緩和など、各種の融資制度の運用において、特例措置及び新たな支援制度の創設を要請する。</p>	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①新たな支援制度の検討・決定	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況調査結果、資金需要の把握及び業界団体等の意見を踏まえ、拡充・創設等の必要性とその法的適合性や財源の確保等について検討し、必要なものについては実施する。 ○ 必要に応じ、租税等の徵収猶予及び減免等の措置の内容について検討し、決定する。
②特別措置等の要請	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国に対し、各種制度の運用における特例措置の実施及び新たな支援制度の創設を要請する。
③取扱機関への説明会の開催	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな支援制度等の実施が決定された場合、新たな支援制度を取り扱う関係機関、各相談所等に対し、制度の内容及び取扱方法等を周知するため、説明会を開催する。
④事業主・組合等への周知	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな支援制度等の実施が決定された場合、マスコミや業界団体等を通じてその内容を事業主・組合等へ周知する。 ○ 各事業所、取扱指定金融機関、商工会議所等の関係機関において情報提供を行うとともに、リーフレット等を作成し、業界団体や関係機関等を通じて配布し、周知する。

2 事業再開への支援

(3) 取引等のあつ旋

内容 受注の拡大に向け、新たな発注先を開拓したり、商談会等を開催し、中小事業者の事業継続と事業再開を支援する。

実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①発注の開拓	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所の被害状況調査の結果や業界団体等の意見を踏まえ、取引のあつ旋の実施を検討し、あつ旋の必要性が認められた場合、発注開拓担当部局を設置する。 ○ 発注開拓担当部局は、広く企業を訪問することなどにより発注の開拓を図る。 ○ 他都府県の企業の情報についてもできる限り入手し、発注の開拓を図る。
②商談会等の開催	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特に取引のあつ旋等が必要な業種を対象に、緊急広域あつ旋会議や広域商談会等を企画し、開催する。
③観光イベント等の開催	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観光イメージの回復、観光客やコンベンションの誘致のため、業界団体や他の公共団体との協力体制をつくり、マスコミや全国各地で実施される観光フェア等を活用し、復興をPRとともに、誘客イベントを適宜開催する。

(4) 物流の安定のための情報の収集・提供

内容 事業所における商品・原材料等の仕入れや商品・製品等の出荷が滞ることを防ぎ、営業の安定化を図るために、利用可能な物流ルートに関する情報を提供し、販売・流通経路の回復を図る。

実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①被害・復旧状況の把握	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路等の公共施設等の被害・復旧状況を把握する。
②業界団体等への情報提供	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路等の公共施設の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルートについて、適宜業界団体等に対し、情報提供を行う。

(5) 経営相談の実施

内容 各種の融資制度や業界団体等の紹介や事業再建に関する情報を提供するなど、中小事業者の相談に応じる。

実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①経営相談の実施	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通事情等を勘案しながら、臨時の経営相談窓口を設置し、融資制度等、事業再建に係る情報を提供する。

事 前 対 策

(2) 特例措置及び新たな支援制度の創設、要請

○情報提供方策（利用媒体・情報項目・内容等）の事前検討

事 例

■被災事業者に対する融資等～阪神・淡路大震災～■

兵庫県と神戸市は、阪神・淡路大震災により、罹災し、事業活動に支障が生じている中小企業者を支援するため、緊急災害復旧資金を創設した。この資金は、市町長が発行する事業所の建物の「罹災証明」を受けた中小企業者等を対象に5,000万円を限度として資金を貸付ける（利率2.5%、期間10年）ものである。また、事業所の建物が全半壊した中・小企業者に対しては、この緊急災害復旧資金の借入に対する利子補給（利子補給対象融資限度額2,000万円、利子補給期間3年）も行っている。

なお、兵庫県はこの緊急災害復旧資金の対象とならない中小企業者で、地震の影響で経営の安定に支障が生じており、売上額が減少（見込み）する者に対しても、対象者を拡大して適用している（限度額2,000万円、期間5年）。

さらに、政府系中小企業金融機関が実施している災害復旧貸付制度の融資利率を軽減するため、県が（財）兵庫県中小企業振興公社に貸付（無利子）し、金利軽減のため基金を造成し、借入者へ利子補給を実施した（利子補給対象融資限度額3,000万円、利子補給期間3年）。

復興基金事業としては、事業所の建物が全・半壊した中小企業者の政府系中小企業金融機関（中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工中金）借入れに対する利子補給が行われた（利子補給対象融資限度額2,000万円、利子補給期間3年）。

■償還期間の延長等～阪神・淡路大震災～■

兵庫県は、県中小企業融資制度の融資残高を有し、地震による罹災のため、返済資金の調達が困難な中小企業者等に対し、1年間の返済猶予を実施したほか、中小企業設備近代化資金を貸付（貸与）していた中小企業のうち、地震により貸付（貸与）対象設備が滅失したものに対して償還免除を実施した。また、事業所・主要事業資産が全・半壊等の損害を受けた企業に対し、償還期間を2年以内で延長した。

■商店街・小売市場共同仮設店舗の整備等～阪神・淡路大震災～■

復興基金事業として、被災した商店街・小売市場が整備する共同仮設店舗の建設費等に対して助成を行った（補助率1/4、助成限度額 建設の場合1,000万円；リースの場合500万円）。

また、商店街・小売市場共同施設建設費補助事業として、被災した商店街・小売市場が設置するアーケード、カラー舗装等の共同施設の建設費に対する補助を行った。

■地域産業の活性化支援～阪神・淡路大震災～■

復興基金事業として、被災中小企業を主たる構成員とする団体等が地域産業の復旧・復興を図るために実施する販路開拓、人材養成事業等の共同事業に対して助成を行った。助成対象となるのは、①被災地域内の中小企業団体（構成員50社以上）で概ね半数以上が被災している業種団体、②被災地域内に本拠地を有し、中小企業の振興を目的として設立された公益法人で、助成限度額は①業種団体1,000万円（補助率1/2）、②公益法人2,000万円（補助率1/2）である。

このほかにも、被災地域内で宿泊を伴う会議に対する奨励金の交付（会議・大会等誘致奨励金交付事業）や、被災地域内で実施される集客イベントの宣伝経費に対する一部経費助成（観光復興リレーイベント開催支援事業）などが復興基金事業として実施された。

3 被災農林水産業従事者対策

趣 旨

被災した農林水産業者については、生活を再建するためにも、一日も早い生産力の回復が望まれる。このため、農林水産業再建のための各種の法制度に基づく資金の活用を促進する。

また、被災者の食糧を確保するため、生産物の流通の回復を図る。

さらに、被災農林水産業者の円滑な生産再開と生活再建を目指し、経営相談に応じるとともに、産業復興事業を推進する。

施 策 の 体 系

- 1 被害状況の把握 (1) 被害状況の把握
- 2 生産再開への支援
 - (1) 各種融資制度の周知及び活用促進
 - (2) 特例措置及び新たな融資制度等の創設、要請
 - (3) 物流の安定のための情報の収集・提供
 - (4) 経営相談の実施
- 3 産業の活性化
 - (1) 農林水産業者の生産意欲の増進
 - (2) 販路の拡大

1 被害状況の把握		
(1) 被害状況の把握		
内容	的確な生産再開支援を図るために、被災直後の被害状況を把握するとともに、定期的に復旧状況を把握し、支援策に的確に反映する。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①農林水産業 被害状況調査	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災直後において、地域防災計画に定める被害状況等の収集のほか、農林漁業団体等を通じて、業種ごとの被害状況を把握するなど、必要な調査を実施する。
②農林水産業 被害状況の 整理・分析	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ ①で把握した被害状況を、業種別、地域別等に分類し、整理・分析する。 ○ 分析結果は、支援策立案等の基礎データとするため、関係部局及び他の地方公共団体へ速やかに配布するとともに、報道機関等を通じて、住民に対し、定期的に情報提供を行う。

事 前 対 策
○被害状況調査票の事前準備
○調査チームの編成についての事前検討

2 生産再開への支援

(1) 各種融資制度の周知及び活用促進

内容	国、都県、各種金融機関等の行う融資制度についての情報を事業者や各種団体に周知し、その活用を促進する。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①被災農林水産業者への周知及び活用促進	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災直後より、マスコミや農林漁業団体を通じ、各種制度の趣旨と内容を被災農林水産業者へ周知し、その活用を促進する。 ○ 農林水産業者への必要な特例措置が確定した段階において、支援策を取りまとめたリーフレットを作成し、農林漁業団体等の窓口等にて配布とともに、マスコミを通じ周知し、その活用を促進する。
②取扱機関への説明会の開催	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 融資取扱金融機関をはじめ、融資の申込受付場所となる関係機関、各相談所に対し、各種制度の内容及び方法等を周知するため、説明会を開催する。

(2) 特例措置及び新たな融資制度等の創設、要請

内容	災害時における農林漁業関係者への金融支援制度は、基本的に融資制度であり、被害が甚大である場合では、利子等の負担が大きくなることが予想されるため、農林漁業関係者がこれらの既往融資制度を活用し、速やかな復旧・復興を図ができるよう、利子補給制度等の新たな支援制度の創設について検討する。 また、金融機関等の関係機関に対し、既往貸付制度資金の償還条件の緩和など、各種の融資制度の運用における適切な対応を要請する。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①新たな支援制度の検討・創設	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産業被害状況調査及び事業所の被害概況調査の結果、農林漁業団体の意見等を踏まえ、新たな支援制度の必要性とその法的適合性及び財源の確保等について検討する。 ○ 制度を創設する場合は、速やかに制度の詳細な内容を検討し、決定する。 ○ 復興基金事業として実施する場合は、復興基金に対して事業の実施を要望する。
②特別措置等の要請	都県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国及び関係機関に対し、既往貸付制度資金の償還条件の緩和等、農林水産業者の支援に関する特例措置の実施を要請する。

2 生産再開への支援

(3) 物流の安定のための情報の収集・提供

内容 生産物の出荷等の滞りを防ぎ、経営の安定化を図るため、利用可能な物流ルートに関する情報を提供し、販売・流通経路の回復を図る。

実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①物流ルートに関する情報収集	都県 市区町村	○ 手順は本章の「2 事業再開対策 2 事業再開への支援 (4) 物流の安定のための情報提供」に準じる。
②業界団体等への情報提供	都県 市区町村	○ 手順は本章の「2 事業再開対策 2 事業再開への支援 (4) 物流の安定のための情報提供」に準じる。

(4) 経営相談の実施

内容 被災した農林水産業者に対し、各種の融資制度や国・都県等の行う技術研修等を紹介するとともに、生産再開・継続に関する相談に応じる。

実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①経営相談の実施	都県 市区町村 産業団体等	○ 農林水産業被災状況調査及び事業所の被害概況調査、交通事情等を勘案し、臨時の経営相談所を設置し、情報提供等を実施する。

事 前 対 策

(3) 物流の安定のための情報の収集・提供

- 物流に関する補助ルートの事前検討
- 緊急物資輸送ルートに関する業界団体等との事前協議

3 産業の活性化

(1) 農林水産業者の生産意欲の増進

内容 各種のセミナー、研修の開催や、生産者間の交流を促進するとともに、被災した農林水産業者の生産技術の向上と新規就労者の育成を図る。

実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①技術研修の開催	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産技術に関する各種セミナー、研修等を開催し、農林水産業者の生産技術の向上を図る。 ○ 農林水産業への新規就労者に対し、技術教育を実施するなど、育成・支援を図る。
②生産者の交流会の開催	市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産業者の交流会を企画・開催し、生産技術の交流を図る。

(2) 販路の拡大

内容 物産展を開催したり、マーケティング調査を行うなど、生産物の販路の拡大を図る。

①物産展の開催	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地の復興のPR及びイメージアップを図るため、各地で物産展を開催する。
②マーケティング調査の実施	都県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主要生産物に関するマーケティング調査を行い、生産物の販路の拡大を図る。

事 前 対 策

(1) 農林水産業者の生産意欲の増進

○情報提供方策（利用媒体・情報項目・内容・窓口の体制等）の検討

事例

■農林業者に対する資金融資等～雲仙普賢岳噴火災害～■

長崎県は、雲仙普賢岳噴火災害に伴う被災農林業者の経営安定・経営再開を図るため、既存の制度資金等に利子の上積助成を行った。対象となるのは、①経営安定（収入源補填等）を図るための資金と、②経営再開（農業基盤整備、農地取得、農林施設整備等）を図るための資金で、被害率が大きいほど貸付利率は低く設定された（被害率50%以上は利率2.0%）。

また、雲仙普賢岳噴火災害の長期化に伴い、立入禁止等の規制により、営農再開の目途が立たず、農業経営等に支障が生じている被災農林業者の負担軽減を図るため、(財)雲仙岳災害対策基金により、利子の助成を行った。具体的には、既往借入金の融資残高に対する利子の助成と、農業近代化資金の融資残高のうち、法定権限を越えて償還条件の緩和措置を講ずることのできない最終償還額について、新たな融資とそれに対する利子の助成を行った。

さらに、雲仙普賢岳噴火災害により被害を受けた農林業者に対し、農林業制度資金の既往借入金について、償還条件の緩和を行った。

■農業共済対策～阪神・淡路大震災～■

農業共済加入被災農家への共済対策として、平成3年6月中旬から7月中旬にかけて、共済金の一部について仮渡を行い、その後新たに発生した災害を含め、被害の特定した共済金については、順次支払いを行った。

第4章 医療・保健・福祉の復興

1 医療対策

趣 旨

復旧・復興期において、通常よりも増大すると想定される医療ニーズに対して、医療施設の被災を勘案した上で、必要な医療機能が早期に確保され、十分な医療サービスが迅速に提供されるよう、地域医療体制の早期確立を図ることが重要である。

このため、災害による新たな医療ニーズの発生に柔軟に対応できるよう、仮設診療所や巡回移動診療所の設置・開設を検討する。

また、公立医療施設の早期復旧を図るとともに、民間医療施設に対する再建支援を行う。

施 策 の 体 系

- 1 地域医療体制の確立
 - （1）病院と診療所の連携による医療ネットワークの構築
 - （2）仮設診療所・巡回移動診療所の設置
- 2 医療施設の早期再建
 - （1）公立医療施設の再建
 - （2）民間医療施設への再建支援

1 地域医療体制の確立		
(1) 病院と診療所の連携による医療ネットワークの構築		
内容	<p>医療ニーズは、災害発生直後には外科中心であるが、復旧・復興期には感冒及び慢性疾患といった内科が中心となる。このため、一般診療所と病院との連携を図り、第一次医療から第二次医療へとスムーズに医療サービスを展開するための医療ネットワークを構築する。</p>	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①医療ネットワークの構築	都県 市区町村 医療施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関の被災状況や復旧・再開状況についての情報収集に努め、情報の一元化を図る。 ○ 地域の一般診療所と病院との連携を図り、第一次医療から第二次医療へのスムーズな展開を図る。 ＊ 「東京都保健医療計画」で位置づけられた一次保健医療圏と二次保健医療圏の連携が必要である。 ○ さらに医療機関と行政機関との連携を図り、情報の共有化等により、医療サービスの充実を図る。

事 前 対 策
○地元医師会・歯科医師会・薬剤師会等や医療関係機関、消防庁と地方自治体及び保健所の連携強化
○災害発生時の医療体制における役割分担や手順の統一化についての事前検討

1 地域医療体制の確立		
(2) 仮設診療所・巡回移動診療所の設置		
内容	実施に当たっての手順等	
①仮設診療所の設置	都県 市区町村	
②巡回移動診療所の設置	都県 市区町村	
③精神医療の充実	都県 市区町村	

事 前 対 策

- 仮設診療所の建設可能地の検討
- 仮設診療所の設置に対する助成等の要請手続きについての事前整理
- 仮設診療所の運営（設置場所・診療科目・医師の配置等）に関する地元医師会との事前協議

2 医療施設の早期再建

(1) 公立医療施設の再建

内容 医療施設の被災状況を把握するとともに、被災者の被災状況を考慮しながら早期再建に努める。

実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①公立病院の復旧	都県 市区町村	○ 被災した公立病院の改修等を行い、医療機能の早期回復を目指す。

(2) 民間医療施設への再建支援

内容 被災した民間医療機関が多かったり、あるいは被災の程度が深刻であった場合には、自主再建に任せることが地域医療体制の再開の著しい遅れにつながりかねないため、再建支援策を検討し、地域医療体制の整備を促進する。

実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①民間医療機関の再建支援	都県	○ 民間医療機関の被災状況や復旧・再開状況を勘案し、必要な場合は再建に関する助成等を行う。 ＊ 助成方法や助成金額等について、国との協議が必要となる。

事 前 対 策

(1) 公立医療施設の再建

○医療機関の再建支援策の検討

(2) 民間医療施設への再建支援

○民間医療機関への再建支援のための助成方策（適用事業、助成金額、資金の使途、期間等）についての事前検討

事例

■地域医療体制の早期整備対策の実施～阪神・淡路大震災～■

○仮設診療所等の設置

震災により被災した医療機関の復旧が遅れている地域や、避難所及び応急仮設住宅付近の一時的な人口増加に伴い地域医療ニーズが拡大した地域に対して、応急的な仮設診療所の設置の必要性があった。このため、兵庫県は、国の補助を得て、仮設診療所（9施設）及び巡回歯科診療車（10台）が設置された。

○地域医療体制の整備に関する復興期の課題

阪神・淡路大震災では、一般診療所の被災が大きく、またその復旧が遅れたことから、地域医療体制が大きなダメージを受けた。

また、仮設診療所の設置においては、周辺に医療施設があることが前提となる。このため、日頃からの各地区の医師会等との緊密な連絡が必要である。

■被災医療機関に対する復旧支援～阪神・淡路大震災～■

○医療機関に対する復旧支援

震災により被害を受けた医療施設等について、その復旧に要した経費に対して災害復旧費補助事業（国庫直接補助事業）による支援を行った。

なお、阪神・淡路大震災では、病院群輪番制病院、救命救急センター等政策医療を担う民間病院及び看護婦宿舎が新たに補助対象となり、かつ、公的病院の補助率が1/2から2/3へ引き上げられた。

○民間医療機関への復旧支援策についての課題

阪神・淡路大震災では、民間医療機関の再建に対して、国の助成や復興基金による融資への利子補給等の支援が行われている。被災した民間医療機関が多く、自主再建に任せることが地域医療体制の著しい遅れにつながる場合には、再建支援策を検討し、地域医療体制の整備を促進する必要がある。

■被災医療施設に対する「医療施設近代化施設整備事業」の適用～阪神・淡路大震災～■

阪神・淡路大震災では、被災した病院や在宅当番医制等の政策医療を担う診療所の復旧・再建支援として、これらの病院を新たに「医療施設近代化施設整備事業」の補助対象とした（補助率2/3）。

2 保健対策

趣旨

市民が災害のショックから立ち直り、生活を再建していくためは、心身の健康が保持されていることが重要である。また、慣れない避難所生活が長期化することによって、健康を害する場合もある。このため、健康診査やメンタルヘルスケア事業等を実施し、健康維持に関する支援を行う。

施策の体系

- 1 保健事業の充実
 - (1) 健康診断・健康相談の実施
 - (2) 応急仮設住宅地への巡回健康相談の実施
- 2 メンタルヘルスケアの充実
 - (1) こころのケアに関する相談窓口の設置
 - (2) 児童・生徒に対するこころのケア事業の実施
 - (3) 専門的人材の育成・確保

1 保健事業の充実

(1) 健康診断・健康相談の実施

内容 災害による物資の不足や生活環境の変化に伴う疾病を防ぐため、被災者に対する健康診断や健康相談を充実する。

実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①健康診断の実施	都県 市区町村	○ 避難所や保健所を拠点として、総合健康診断を実施する。
②健康相談の実施	都県 市区町村	○ 保健所や地域の拠点的施設に健康相談窓口を設置し、保健婦等を配置して健康相談を実施する。

(2) 応急仮設住宅地への巡回健康相談の実施

内容 大規模な災害を経験したことによる精神的なダメージや、慣れない不便な避難生活が長期化することにより、身体面・精神面での健康が損なわれる被災者が発生する可能性がある。このため、避難所や応急仮設住宅入居者及び在宅の被災者を中心とした巡回健康診断・健康相談を行う。

実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①巡回健康相談の実施	都県 市区町村	○ 応急仮設住宅入居者や在宅の被災者を対象として、保健婦等による巡回健康相談を実施する。

事前対策

(1) 健康診断・健康相談の実施

- 地元医師会等との連携協力体制の確立
- 保健婦の確保

(2) 応急仮設住宅地への巡回健康相談の実施

- 保健婦の確保
- 要援護者の把握及びリストの作成

2 メンタルヘルスケアの充実		
(1) こころのケアに関する相談窓口の設置		
内容	災害を経験したことによるショックやストレスによる精神的ダメージ（心的外傷後ストレス障害：PTSD）に対処するため、相談窓口を開設し、被災者に対するメンタルヘルスケア対策を実施する。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①心の相談窓口の開設	都県 市区町村	○ 保健所等の地域の拠点となる施設に心の相談窓口を開設する。
②巡回相談の実施	都県 市区町村	○ 精神保健医療の専門的人材によるチームを編成し、避難所や応急仮設住宅を中心に巡回精神相談を実施する。
(2) 児童・生徒に対するこころのケア事業の実施		
内容	幼少期の被災の経験はその後の人格形成に大きな影響を与える場合があることから、児童・生徒のこころのケアに関する対策を充実する。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①児童相談の実施	都県 市区町村	○ 学校や児童館等を中心に児童・生徒に対する精神相談窓口を設置する。また、遊び場を確保し、子どもの精神的な健康の早期回復を目指す。
②児童電話相談の開設	都県 市区町村	○ 電話相談等を開設し、子どものこころのケアに努める。
③要ケア児童に関する情報収集	都県 市区町村	○ 教育委員会（学校）や児童委員等との連携を図り、要ケア児童に関する情報収集を行う。
④学校巡回相談の実施	各学校	○ 各学校の校長は、教育委員会と連携を図りスクールカウンセラー、精神科医、臨床心理士などの専門家による児童・生徒のこころのケア対策に努める。
事 前 対 策		
(1) こころのケアに関する相談窓口の設置 ○PTDSに関する事前研修の実施		
(2) 児童・生徒に対するこころのケア事業の実施 ○子どものこころのケアに対する体制の整備 ○小中学校との連携によるスクールカウンセラーの設置等の推進		

2 メンタルヘルスケアの充実	
----------------	--

(3) 専門的人材の育成・確保	
-----------------	--

内容	被災による精神障害は、災害から長期が経過してから発現する場合も多く、復興期には通常以上の精神医療ニーズがあると考えられる。これらのニーズに的確に対応するため、専門的人材の育成と確保に努める。
----	---

実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①専門職員の確保	市区町村	○ 精神科医、精神科ソーシャルワーカー、心理職等の精神医療に関する専門職員の育成と確保に努め、被災者のこころのケアに努める。

事 前 対 策

○専門的人材の確保・育成

事例

■健康相談・健康診断の実施～雲仙普賢岳噴火災害／阪神・淡路大震災～■

雲仙普賢岳噴火災害では、避難当初は毎日健康診断か健康相談を実施した。その後、2週間に1回、月に1回と間隔を空けながら実施している。

(単位：人)

	健康診断	健康相談	合計
島原市	6,267	4,743	11,010
深江町	1,455	3,922	5,377
合計	7,722	8,665	16,387

資料：「雲仙・普賢岳噴火災害の記録」 平成5年12月 長崎県災害対策本部

阪神・淡路大震災の際には、被害の大きかった6区の避難所88箇所で避難所巡回健康診査が実施され、4,164人が受診した。

■被災者のこころのケア対策～阪神・淡路大震災～■

○「こころのケアセンター」の設置

被災者のPTSD等に長期的に対応し、かつ被災精神障害者の地域での活動を支援するため、阪神・淡路大震災復興基金の助成を受け、兵庫県精神保健協会が開設・運営した。精神科医を約80名配置したほか、精神科ソーシャルワーカー、心理職等の専門職員を配置し、被災者の心の健康回復に対処した。

その他のこころのケアの実施として、神戸市では6箇所に地域精神保健活動の拠点としての保健所精神救護所を設置したほか、避難所への精神巡回医療、被災者全員に対するPTSDの啓発冊子の配布、ボランティアの燃え尽き症候群防止のための公演会や研修会の開催等を行っている。

○こころのケア事業に関する課題

阪神・淡路大震災によって、PTSDが注目されたが、震災によって新たに精神障害が発症するケースの増加ばかりでなく、震災により既往症状が再発するケースも増加したため、通常以上の医療ニーズが発生した。このため、精神科医・精神科ソーシャルワーカー・心理カウンセラー等の専門職員の確保策を検討しておくことが必要である。

■子どものこころのケア対策～阪神・淡路大震災～■

阪神・淡路大震災では、被災した子どもたちのこころのケアのため、1月20日から児童・生徒の被災状況に関するヒアリングを実施した。2月2日には、北海道教育大学藤森助教授夫妻より、北海道沖地震の体験をもとに作成した「危機介入ハンドブック」を、また3月20日には、日本小児医学研究会より「災害時のメンタルヘルス」の寄贈を受けたため、これらを各教育機関へ配布し、子どものこころのケアに対する配慮を依頼している。

2月20日～3月24日には、「災害を受けた子どもたちの心の理解とケア事業」を展開し、またこの期間中の2月21日と3月23日には「災害を受けた子どもたちの心の理解とケア研修会」を開催した。

3 福祉対策

趣 目

災害により新たな福祉需要が発生することが考えられる一方、福祉施設の被災により福祉サービスの供給がままならなくなる場合も予想される。また、災害発生以前から福祉サービスを受けていた被災者に対して、従前のサービスが供給できなくなることも考えられる。

このため、被災後の福祉需要の動向を的確に把握した上で、福祉施設の早期復旧と福祉人材の確保を行う。また、新たに福祉サービスを必要とする被災者に対する情報提供に努める。

施 策 の 体 系

- 1 被災者の生活支援対策 ━━━━
 - (1) 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給
 - (2) 生活再建用資金の貸付
 - (3) 災害義援金の配分
 - (4) 生活保護

 - 2 地域福祉の体制整備 ━━━━
 - (1) 社会福祉施設の再建
 - (2) 在宅福祉サービスの充実

1 被災者の生活支援対策		
(1) 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給		
内容	災害により世帯主が死亡し経済基盤を失った被災者に対して、災害弔慰金を支給する。また、被災により障害が発生した被災者に対して、災害障害見舞金を支給する。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①災害弔慰金の支給	市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害による死者の遺族に対して、市区町村が実施主体となり、災害弔慰金を支給する。 費用の負担：国1/4、都県1/2、市区町村1/4 実施主体：市区町村 ○ 重複支給や支給もれを防ぐため、他の自治体との連絡を緊密にする。
②災害障害見舞金の支給	市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。（手順は①に準じる。）
③被災者生活再建支援金の支給	都県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯のうち法で定める世帯に対して、被災者生活再建支援金の支給を行う。 費用の負担：国1/2、都県1/2 実施主体：都県（災害発生時に事務の一部を市区町村に委託する。）
(2) 生活再建用資金の貸付		
内容	「災害弔慰金の支給に関する法律」又は「生活福祉資金貸付要綱」にしたがい、災害によって被害を受けた低所得者に対して、災害援護資金の貸付を行う。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①災害援護資金の貸付	市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害弔慰金法に基づく災害援護資金の貸付を行う。
②災害援護資金の貸付	市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員等による低所得者世帯への調査を行った上で、生活福祉資金貸付要綱に基づく災害援護資金の貸付を行う。
③その他法制度等に基づく生活再建のための資金の貸付	市区町村 社福協	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「母子及び寡婦福祉法」や社会福祉協議会による生活福祉資金など、他の法制度等による貸付制度の適用を検討し、生活再建のための資金の貸付を行う。
事 前 対 策		
(1) 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害弔慰金等の円滑な支給のため、被災者の状況等についての情報の共有化及び連絡・連携体制に関する近隣自治体間での事前協議 ○ 被災者生活再建支援基金の設立方法及び手続きの事前整理 		
(2) 生活再建用資金の貸付		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種生活再建用資金についての周知徹底及び災害発生時の広報についての事前検討 		

1 被災者の生活支援対策		
(3) 災害義援金の配分		
内容	<p>大規模災害が発生すると、全国から各被災自治体や日本赤十字社等に多額の義援金品が寄せられることが予想される。これらの義援金品を公平・公正に配分するため、被害状況や義援金品の金額等を考慮した上で、義援金品配分計画を策定し、被災者へ配分する。</p> <p>また災害が長期化した場合や被害が甚大であり復旧・復興に時間がかかる場合などは、義援金品の募集期間を延長するなど、柔軟な対応が必要である。</p>	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①義援金品 配分委員会の設置	都県 市区町村 その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国からの義援金品を被災者に公平・公正に配分するために、義援金品配分委員会を復興本部に設置する。 ○ 配分委員会は、当該自治体と日本赤十字社、社会福祉協議会、マスコミ等によって構成する。 ○ 配分委員会は、被害状況と寄せられた義援金品の金額等を勘案し、支給対象者の範囲や配分金額等を決定する。
②義援金品の配分	盼頼会 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配分委員会の設定（配分計画）に基づき、被災者に対して義援金品を交付・配布する。
(4) 生活保護		
内容	<p>被災によって新たに生活保護が必要となる被災者（以下要保護者）が発生することが予想される。このため、生活保護制度に対する広報の充実に努めるとともに、新たな要保護者の発見に努める。</p>	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①ケースワーカーの 巡回による 要保護者の早期発見	市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急仮設住宅入居者や避難所生活者等に対してケースワーカーの巡回訪問を実施し、要保護者の実態（数・状況等）の早期把握に努める。
②生活保護制度に に関する広報の充実	市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急仮設住宅入居者等を中心に、生活保護制度に関する小冊子等を配布し、制度の周知徹底と利用促進に努める。

事 前 対 策	
(3) 災害義援金の配分	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 義援金配分に関する既往災害での対策の調査・検討 ○ 義援金品配分委員会の構成案の作成 ○ 義援金支給の根拠となる罹災証明の認定基準に関する隣接自治体間での事前協議 ○ 義援金支給対象者に関するデータベースの整備
(4) 生活保護	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害による新規要保護者に対する対応の検討 ○ 生活福祉資金貸付制度の事務手続きの確認 ○ 生活再建に係る資金の貸付制度の場合、償還計画の事前策定

2 地域福祉の体制整備		
(1) 社会福祉施設の再建		
内容	<p>被災により新たに在宅・施設福祉サービスが必要となる要援護者が発生することが予想される一方で、福祉施設の被災状況によっては、従前のサービスの供給自体が困難となる場合も考えられる。このため、施設の拡充・整備による施設サービスの早期復旧を図る。</p>	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①社会福祉施設の復旧	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の被害状況を調査した上で、被災施設の早期復旧を図る。 ＊ 適用事業や財源の確保策の検討
②新たな社会福祉施設の設置検討	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設福祉サービスの需要の動向と既存施設の被災状況を考慮し、状況によっては施設の新設について検討する。
(2) 在宅福祉サービスの充実		
内容	<p>高齢化により年々在宅福祉サービスに対するニーズが高まっており、このような状況下で災害が発生した場合、さらなる在宅福祉ニーズの高まりが予想される。このため、民生委員等による巡回訪問等を実施し、要援護者に対する在宅サービスの充実を図る。</p>	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①要援護者の把握と支援体制の整備	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急仮設住宅入居者や避難所生活者を中心に保健婦等の巡回を実施し、災害により新たに要援護者となった被災者の把握に努める。 ○ 要援護者に対しては、定期的に民生委員を派遣するなど、支援体制の早期確立に努める。
②在宅福祉サービスの拡充	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホームヘルプサービス、ショートステイ、デイサービスの在宅3サービスの実施に当たっては、被災状況や避難生活の長期化等を配慮し、対象者を広げるなど、サービスの拡充に努める。

事 前 対 策
(1) 社会福祉施設の再建

- 地域の福祉需要動向等の継続的な調査・把握
- 新たな社会福祉施設の建設可能地の事前選考

事例

■生活再建のための資金融資～雲仙普賢岳噴火災害～■

島原市・深江町は、平成3年の雲仙普賢岳噴火災害において、警戒区域等に住居を有していたため連続して2か月を超えて避難生活を送ることを余儀なくされた避難世帯に対して、当該避難世帯の生活再建を支援し、生活意欲の増進に資することを目的とした生活安定再建資金貸付事業（限度額100万円）を行った。利率は3%、ただし（財）雲仙岳災害対策基金により、据置期間経過後5年間は利子補給を行うこととした。

■小口資金の貸付～阪神・淡路大震災～■

○生活福祉資金の貸付

災害弔慰金等の支給には罹災証明等の手続きが必要であり、事務処理に相当に日数を要するとの見込まれたことから、兵庫県は緊急的措置として緊急生活資金の給付を国に要望、「生活福祉資金特別貸付」が認められた。これは、兵庫県社会福祉協議会が実施主体となり、市町村社会福祉協議会が受付窓口となって実施されており、震災により世帯員の死亡や負傷、住居の損壊等により、生活に困窮している場合であって、緊急に必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯に対して10万円を限度に貸付を行っている。

○小口資金貸付制度の課題

阪神・淡路大震災の際、生活福祉資金貸付制度以外に、緊急につなぎの資金を提供する制度がなかったことから、申し込みが殺到し、また全てを貸付対象とせざるを得ず、この貸付制度に過度の負担がかかった。

この貸付は緊急的措置であったため、事務処理等に混乱が生じていて。具体的には、制度実施までの時間が大きく制約され、受付・審査体制が不十分なまま実施したため、①市町社会福祉協議会への周知徹底が困難であった、②受付業務を行う職員の確保が困難であった、③窓口対応における本人確認が困難であった、④「特に必要と認められる場合」は貸付限度額が20万円となつたが、この確認が窓口では不可能であった、等の問題点が生じた。

■災害義援金の支給～阪神・淡路大震災～■

○災害義援金の募集・支給

阪神・淡路大震災により全国から寄せられた義援金は、かつてないほどの金額となった。兵庫県では1月18日に県として銀行口座を開設して災害義援金の受付を開始した。このほか、日本赤十字社、中央共同募金会等でも相次いで義援金募集が開始され、1月25日には、被災者・被災施設その他に対する義援金の募集及び公正かつ適正な配分を行うことを目的として「兵庫県南部地震災害義援金募集委員会」が発足した。

募集委員会では、1月29日、死亡者及び行方不明者に対し一人当たり10万円、住家の全壊・全焼・半壊・半焼の世帯に対し一世帯当たり10万円を、それぞれ一律に見舞金として配分することを決定し、2月1日より被災者への支給が開始された。なお、この配分については、北海道南西沖地震や長崎雲仙岳噴火災害などの対応に習った「慣例的システム」が導入された。

○義援金の支給に関する課題

被災件数があまりにも多く、罹災証明の発行等に相当の時間を要したため、被害の大きかった神戸市では支給申請の受付時期が2月6日にずれこんだ。また、罹災の状況を認定する基準が明確でなかったことから、支給の根拠となる罹災証明書の認定基準をめぐって市町と被災者の間で混乱が生じ、罹災状況の再調査が相当数行われるなど、実際に義援金が分配されるまでにかなりの時間がかかった。

■災害弔慰金の支給～阪神・淡路大震災～■

○災害弔慰金等の支給に関する課題

災害弔慰金の受給資格は、「死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母」となっており、死亡者の兄弟姉妹は支給対象から除外されている。このため、阪神・淡路大震災の際には、受給資格のある遺族がいないとして支給されなかったケースが545件（阪神7市）発生した。

また、災害弔慰金は、外国人の残留資格にかかわらず、生活の本拠が認められれば支給されるべきであるが、実際には外国人に対する支給の判定基準が一定でなかつたため、結果的に不公平が生じた。

■福祉施設の復旧事業～阪神・淡路大震災～■

福祉施設の復旧に際し、「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に対する法律」の適用により、社会福祉法人設置の福祉施設の復興が行われた。

4 外国人等への対応

前言

外国人が「災害弱者」と言われる理由として、言葉や生活習慣の違いにより必要な災害情報が得られず、生活復興が遅れやすいという点が挙げられる。このため、被災外国人の生活支援のための諸対策を講じることにより、被災者全体の早期生活復興を目指す。

また、超過滞在など、法的に弱い立場にいる外国人に対しても、低所得者や災害による失業者などへの対策と同様、柔軟な対応を図るよう関係各部各局への周知を徹底する。

施 策 の 体 系

- 1 外国人への支援 ━━━━ (1) 外国人に対する情報提供
 ━ (2) 外国人対応に関する注意の喚起

1 外国人への支援		
(1) 外国人に対する情報提供		
内容	外国人に対して、言葉や生活習慣の違いからくる様々な障壁を取り除くとともに、通訳ボランティアの配置等により災害情報や生活再建のための各種助成の情報等についての広報が外国人にも十分行き渡るよう配慮する。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①外国人に対する情報提供窓口の設置	都県 市区町村	○ 地域の拠点的施設において、外国人に対する情報提供窓口やコーナーを設置し、災害情報の周知に努める。
②外国人相談窓口の設置	都県 市区町村	○ 役所などにおける各種相談窓口の設置に当たっては、通訳等を配置し、外国人に対する相談窓口を併せて開設する。
③外国語による広報の充実	都県 市区町村	○ 避難所や応急仮設住宅地などの情報提供の際、外国語による掲示を行ったり広報紙を発行するなど、可能な限り外国語による広報に努める。
(2) 外国人対応に関する注意の喚起		
内容	法的に弱い立場にいる外国人が被災した場合、その対策の講じ方については問題が生じやすい。しかし、大規模災害の復興期にあっては、これらの外国人に対しても柔軟な対応を行い、被災者全体の早期生活復興を目指すことが需要であるため、関係各部各局に対して注意を喚起する。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①外国人対応に関する注意の喚起	都県 市区町村	○ 外国人であるという理由だけで不公平な取り扱いを受けることのないよう、関係各部各局に対して注意を喚起する。

事前対策
(1) 外国人に対する情報提供 ○地域に居住する外国人の現況についての平常時からの把握 ○外国人支援体制の整備 ○役所等での通訳ボランティアの配置 ○通訳ボランティアの登録制度の整備

事例

■英訳広報紙の配布～阪神・淡路大震災～■

一時使用住宅や義援金等の各種交付金の手続き等の生活情報等について、「神戸地震災害対策広報」を英訳し、領事館・外国人学校・外国人支援団体・区役所等約60箇所へFAX送信した。

■通訳ボランティアの登録制度～阪神・淡路大震災～■

阪神・淡路大震災の際には、通訳ボランティアの登録制度が設けられ、これに基づいて350人（延べ）の通訳ボランティアが海外からの支援団体の通訳、避難所や区役所窓口での通訳として活躍した。

■外国人県民復興会議の開催～阪神・淡路大震災～■

兵庫県は、復興計画に外国人県民の視点を取り入れるため、各領事館関係者や外国人団体代表者、外国人学校関係者、学識者国際交流団体関係者等からなる外国人県民復興会議を設置した。

第5章 教育・文化の復興

1 学校教育等

趣 旨

災害が発生し、避難が必要となった場合、小中学校は避難所として長期間通常の利用ができるなくなることが予測される。このような事態に対して被災した児童・生徒への教育の確保を図るために、教育施設の早期再検討による教育の場の確保が課題となる。

また、被災した児童・生徒に対し、授業料の減免や教科書等の給与等の支援策を実施する。

施 策 の 体 系

- 1 教育施設の再建
 - (1) 公立学校の施設の復旧
 - (2) 私立学校に対する再建資金の助成
- 2 教室の確保
 - (1) 仮設校舎の建設
 - (2) 代替施設の校舎としての利用検討
- 3 被災児童・生徒への支援
 - (1) 被災児童・生徒への支援
- 4 入学試験への対応
 - (1) 入学試験の日程変更等

1 教育施設の再建		
(1) 公立学校の施設の復旧		
内容	学校施設や学校周辺の被災状況や復旧状況等を考慮し、応急教育の実施スケジュール等を勘案しつつ、教育施設の再建復興計画を作成し、早期復旧を図る。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①公立学校の施設の再建	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の被災状況や避難所としての利用、復興状況等を勘案し、かつ児童・生徒に対する教育が滞ることのないよう、優先的に学校施設の再建を行う。
(2) 私立学校に対する再建資金の助成		
内容	私立学校施設は施設の復旧に当たり国庫補助対象とならないが、被害状況から判断し、自立再建に任せることが教育再開の妨げになる場合には、再建支援策を検討する。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①私立学校に対する再建資金の助成	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基金等の活用により、私立学校に対する再建資金の助成等の支援を実施する。 ○ 助成の対象とならない私立学校等の被災が重大である場合は、国に対して補助率のかさ上げ等を要請する。

事 前 対 策

- (1) 公立学校の施設の復旧
 - 学校施設の優先的な再建事業の実施についての関係部局・関係機関等との事前協議
 - 再建事業の手続きの簡略化等に関する事前検討
- (2) 私立学校に対する再建資金の助成
 - 私立学校に対する再建支援策についての事前検討

2 教室の確保		
(1) 仮設校舎の建設		
内容	学校施設の被災状況を考慮した上で、児童・生徒に対する早期授業の再開のための教育の場の確保に努める必要がある。その際には、校舎そのものは被害を受けていないものの避難所となっているために教室が使えない場合等も含めて、仮設校舎の建設を検討する。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①仮設校舎の建設検討	都県 市区町村	○ 避難所として利用されているため、教室が不足している学校については、仮設校舎の建設を検討するとともに、国に対して補助対象とするよう要請を行う。
②仮設校舎の建設	都県	○ 仮設校舎の建設が決定された場合は、都県が実施する。
(2) 代替施設の校舎としての利用検討		
内容	被災した児童・生徒に対する授業の早期再開を図るため、民間施設等の教室としての利用を検討し、協力を依頼する。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①民間施設等の利用の検討と協力依頼	都県 市区町村 教育委員会	○ 学校の被災が著しく、かつ仮設校舎の建設用地に不足があるなどの場合には、早期授業再開のため、社会教育施設や民間施設の一部を教室として利用することを検討するとともに、関係機関等に協力を依頼する。

事 前 対 策
(2) 代替施設の校舎としての利用検討
○地域内の民間施設についての被災時の教室としての利用可能性の調査 ○民間施設の教室としての利用に関し、施設管理者との事前協議及び協力依頼

3 被災児童・生徒への支援

(1) 被災児童・生徒への支援

内容 被害の影響が児童・生徒の生活基盤に及ぶ場合、一時的に授業料を納入することができなくなったり、学生生活を継続するのが困難になることが予想される。このような事態は公立・私立を問わず全ての児童・生徒に起こり得るため、被災児童・生徒に対する授業料の免除等の支援策を実施する。

実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①授業料等の軽減	都県	○ 私立学校の児童・生徒で、被災により生活基盤を喪失した者に対して、授業料等の軽減等の対策をとる。
②学用品の支給	都県	○ 災害救助法が適用となる場合は、児童・生徒に対して無償で教科書等の学用品を支給する。
③転校等についての柔軟対応	都県	○ 近隣自治体も含め、各学校長に対して、被災による転入学児童・生徒についての弾力的な取り扱いを依頼する。

4 入学試験への対応

(1) 入学試験の日程変更等

内容 災害の発生した時期によっては、被災地内の児童・生徒・学生が入学試験を受けられなかつたり、会場等の施設の被災や交通機関の復旧の遅れ等により入学者選抜が混乱することも想定される。その際には、不公平が生じないよう、関係機関との協議・連携のもと、対策を講じる必要がある。

実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①入学試験の日程変更等	都県	○ 受験者間に不公平が生じないよう、関係機関との協議を行い、選抜試験の日程変更や出願締切りの延期、会場の変更等の柔軟対応をとる。

事 前 対 策

3 (1) 被災児童・生徒への支援

- 災害救助法による教科書等の給与手順のマニュアル化
- 災害救助法の適用外の教科書給与に関する事前検討
- 被災による転校についての教育庁や学校園等との事前協議（手続きの簡略化等を含む）

4 (1) 入学試験の日程変更等

- 入学試験等に対する柔軟対応の方策等に関する教育庁や学校園等との事前協議

事 例
<p>■学校教育施設の再建～阪神・淡路大震災～</p> <p>○学校施設の復旧対策</p> <p>県立学校については、1月21日、兵庫県より各学校長宛てに、ガラス修理、急配水設備の改修等を指示しており、被害の大きい学校については建物の危険度調査を実施し、使用禁止等の措置を行い、二次災害の防止に努めた。</p> <p>市町立学校については、1月30日から2月3日にかけて、文部省や他府県の技術職員37人の応援を受け、応急危険度調査を実施した。そしてこの結果を踏まえ、仮設校舎の建築計画を策定し、建築に着手した。また3月6日から10月13日にかけて、公立学校の災害復旧に係る文部省・大蔵省の災害現地調査を実施し、併せて復旧工事を行った。</p> <p>私立学校については、学校側の要請により、文部省の技官が約90校について危険箇所の調査を実施している。</p> <p>○学校教育施設の再建に関する課題</p> <p>阪神・淡路大震災では、被災校がそのまま避難所となり、避難住民の生活との関係から、事前調査や国の査定がはかどらなかったこと、また8月から9月にかけて公共・民間の他の解体・建設事業と競合したことなどから、学校施設の解体・建替え等の補修工事は大幅に遅れた。</p> <p>また、阪神・淡路大震災の際には、天井の落下あるいは損壊や、校舎で入口付近の被害、設備・備品等の落下、転倒がかなり多く見られたため、校舎の建替え・改修に当たっては、震災が授業時間内で発生した場合はもちろん、避難所として多くの地域住民が集まるることを考慮して、耐震性の向上や避難計画の見直し等に努める必要がある。</p>
<p>■仮設校舎の建設～阪神・淡路大震災～</p> <p>現行制度では、国庫補助の対象となるのは校舎の建替え等の場合に限られているが、校舎そのものは被害を受けていないものの、避難所として利用されることにより教室が使用できない学校があった。このため、文部省との協議の結果、これらの会社が仮設校舎を建設する際にも補助の対象となることが認可された。</p>
<p>■私立学校等に対する復旧支援～阪神・淡路大震災～</p> <p>私立学校施設の復旧に関しても、現行制度で国庫補助の対象となるのは学校教育法の第一条校の私立学校のみであり、学校法人が設置する専修学校及び外国人学校に対しては補助の対象外となっている。しかし、阪神・淡路大震災ではこれらの私立学校に対しても特例的措置として(財)阪神・淡路大震災復興基金による補助(私立学校仮設校舎補助、私立学校復興支援利子補給、私立専修学校・外国人学校施設等災害復旧費補助)を行った。</p>
<p>■被災児童・生徒に対する対応～阪神・淡路大震災～</p> <p>阪神・淡路大震災では、住居が全半壊、全半焼、又は主たる生計維持者の死亡・失業等によって生活基盤を確保できなくなった県立高等学校及び県立大学の学生生徒に対して、授業料等の免除措置がとられた。なお、この免除決定は校長の判断で対処できることとされている。</p> <p>また、同様の理由で学費納付が困難となった私立学校の生徒に対しては、授業料等の軽減を行った。</p>

2 文化財等

趣 旨

図書館や文化センター等の社会教育施設や文化財等については、復旧・復興が後回しになりがちであるが、これらの文化・社会施設は復興期における被災者の生活の潤いや心の安定に欠かせないものであることから、その早期再建を図る。

施 策 の 体 系

- 1 文化・社会教育施設の再建 ━━━━━━
 - (1) 文化・社会教育施設の復旧
 - (2) 私立施設への再建支援
- 2 文化財の保護・復旧 ━━━━━━ (1) 文化財の復旧

1 文化・社会教育施設の再建		
(1) 文化・社会教育施設の復旧		
内容	復旧・復興期において、被災者が生活の中に潤いや憩いを感じるためには、文化・社会教育施設の復旧が重要であるため、公立施設の早期復旧を図る。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①公立社会教育施設の再建	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の被害状況や施設周辺の復旧の進展状況を勘案し、社会教育施設を再建する。 ○ 被害の程度に応じて、国に対して助成を要請する。
(2) 私立施設への再建支援		
内容	公立の文化・社会教育施設の復興と併せて、私立施設についての再建支援策を検討し、早期復旧を図る。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①私立施設への再建支援	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基金等の活用により、私立文化・教育施設に対して再建に係る助成を行う。

2 文化財の保護・復旧		
(1) 文化財の復旧		
内容	災害の規模によっては、指定文化財をはじめとして数々の重要な文化財が被災することが予想される。また、二次災害の発生や対策の遅れによっては、損傷や劣化が拡大する事も考えられる。このため、文化財の被災状況についての調査を行い、速やかな復旧を図る。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①文化財の被災状況調査の実施	都県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化庁や美術関係団体等の協力を依頼し、文化財の被災状況調査を行う。
②文化財の復旧	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基金等により、被災した文化財の復旧事業を行う。

事 前 対 策		
2 (1) 文化財の復旧		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化財の復旧に際し、文化庁及び他の自治体の職員の調査協力を依頼するための事前協議 ○ 文化財の復旧に当たり定めるべき事項についての事前検討 		

事例

■文化財の復旧対策～阪神・淡路大震災～■

○文化財の復旧事業の実施

兵庫県は、1月19日より、被災市町教育委員会への問い合わせ、文化庁担当官及び近畿2府3県の専門職員の協力を得て、国・県指定文化財等についての被害状況調査を実施した。調査の結果、国指定文化財は546件中45件が、県指定文化財は717件中54件が被災していることが判明した。

このため、平成7年度から平成9年度の3箇年を原則期間として、被災を受けた国・県指定文化財のうち建造物を中心に復旧事業を実施することとした。ただし、重要伝統的建造物群保存地区内の個人住宅の修復は、平成6年度より国庫補助事業により緊急対応し、平成8年度終了を目指して実施された。

また、文化財所有者の負担軽減のため、災害復旧に係る国庫補助のかさ上げ、「阪神・淡路大震災復興基金」やモーターポート収益金による助成及び文化財保護振興財団による助成を得て復旧事業を行っている。

なお、各種助成措置の方策は以下の通りである。

①国・県・市町指定文化財災害復旧事業の所有者負担額の1/2を復興基金により助成。

②未指定文化財のうち、建築学会が調査した景観形成建築物及び同候補物件、並びに市町指定文化財候補物件についても、270件余りの助成の予算措置を行った。

③文化財保護振興財団の協力により、修理費の募金活動を実施。

○文化財の復旧に当たっての課題

文化庁が修復するのは国指定の重要文化財のみであり、文化財指定を受けていない建造物の修復には費用面での困難が伴った。小規模の神社等では、倒壊した建物の建築部材が再利用できる場合でも、修復するには新築よりも費用がかさむという理由から取り壊してしまったところも多かった。したがって、県指定・市区町村指定の文化財や特には指定されていない文化財等についても、修復・復旧の費用を補助する必要がある。

また、震災発生直後は人命救助や避難民対策を中心となるため、文化財等の被災状況の調査が遅れるばかりでなく、救助や仮設住宅建設のために二次的に損傷を受ける可能性や放置により劣化する可能性もある。このため、被災した文化財等を緊急に保全し、廃棄・散逸を防ぐために、広く専門職員等の派遣を要請し、早急に被災状況を把握し、速やかに修復を図ることが重要である。

さらに、寺院等の建築物の復興には、資金面の問題ばかりでなく、建築基準法や消防法、文化財保護法、公園緑地法などの多くの規制が設けられているため、それらとの折り合いをつながら復興する必要性が生じる。このため、倒壊した寺院等をどのように再建していくかについては、地元のまちづくり計画との整合性を図りつつ、将来を見据えた長期的なビジョンに基づいて復興していく必要がある。

■文化財レスキュー事業の実施～阪神・淡路大震災～■

文化庁・東京国立文化財研究所などの国関係機関及び文化財・美術関係団体の協力により「阪神・淡路大震災被災文化財等救援委員会」を設置し、県内の寺社、個人住宅、博物館・美術館・資料館等の被災に伴う文化財等の廃棄・散逸を防止することを目的とした「文化財レスキュー事業」を実施した。救援の対象には、国・県・市町指定文化財のほか未指定の文化財も含み、費用は無償とした。

第6章 復興期におけるボランティアへの対応

趣 旨

阪神・淡路大震災以降、ボランティア活動に関する関心が全国的に高まっており、災害発生時には、全国から多数のボランティアが参集することが予測される。このため、ボランティアの活力を十分に發揮できるよう、行政とボランティアとの連携体制を確立し、早期復興を目指す。

施 策 の 体 系

- 1 ボランティアの活用
 - （1）ボランティアとの連携
 - （2）ボランティアの育成

1 ボランティアの活用		
(1) ボランティアとの連携		
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①ボランティア登録窓口の整備	都県 市区町村 社福協	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉協議会や市区町村の窓口等にボランティアの登録窓口を設置し、一般ボランティアの活動の掌握と統制、管理を行う。 ○ 登録したボランティアに対しては、ボランティア保険についての周知徹底を図る。
②ボランティアとの連携協力体制の確立	都県 市区町村 社福協	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティアセンターと行政との連絡・調整、情報の共有等のため、ボランティアセンターとの連携を強化する。
(2) ボランティアの育成		
内容	<p>被災から数か月が経過した復興期は、被災地外から参集した多くのボランティアが撤収し始める時期であり、地域のボランティア団体等が中心となっていくと考えられる。こういった地域のボランティア団体の中には、被災により新たに活動に参加する人も多く含まれると考えられることから、このような新規ボランティアの定着と、地域を自らの手で復興していくという市民意識の醸成を図ることが重要である。</p> <p>したがって、被災により高まった各地域でのボランティアに対する市民意識を、今後より一層高めていくために、ボランティアの育成に努め、災害発生時の連携体制の強化を図る。</p> <p>特に、専門的な知識や技術を持った災害ボランティアの育成と連携体制の強化により、災害に強いまちづくりを目指す。</p>	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①ボランティア講座等の開催・広報の充実	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 手話講座、ガイドヘルパー講座等のボランティア講座を開催するとともに、ボランティア活動やボランティア保険等についての広報を充実する。
②災害ボランティアの育成	都県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京消防庁の「災害時支援ボランティア制度」をはじめとし、各自治体や消防庁で設けている専門ボランティアの育成を推進する。

事 前 対 策

(1) ボランティアとの連携

- ボランティア活動への助成方策（助成方法、助成金額、助成の対象となる経費の検討等）についての事前検討

(2) ボランティアの育成

- ボランティアコーディネーターの育成

事 例

■ボランティア活動のコーディネート～阪神・淡路大震災～■

○西宮ボランティアネットワーク（NVN）によるコーディネート業務

ボランティアの受付は当初市役所の人事課で行っていたが、市役所全体の機能が混乱している中でボランティアに的確な指示を出すことができなかった。このような状況の中で、行政と連携した新しい形としてのボランティアネットワークとして、西宮ボランティアネットワークが誕生し、ボランティア受付業務をボランティア自身が行った。

○ボランティア活動のコーディネートに関する課題

阪神・淡路大震災では、ボランティアの受付・登録の際に、活動調整を行うボランティアセンターが区単位で整備されていなかったため、それぞれの避難所や被災地からのボランティニアーズに迅速に対応できなかつたことが指摘される。実際に、市町社会福祉協議会ボランティアセンターは、災害当初、一部の市町を除き平時のボランティア推進体制が十分に機能せず、大量のボランティニアーズとボランティアを効果的に結びつけることができなかつた。このため、ボランティアと行政をつなぐコーディネートの機能を確立するとともに、各機関の連携を強化しておく必要がある。

また、被災状況等の情報提供やボランティア活動に関するニーズの把握と情報提供を行う窓口がなく、全国のボランティア団体等に必要な活動要請を行うことができなかつた。また市役所全体の機能が混乱している中でボランティアに的確な指示を出すことができなかつた。このため、ボランティア団体の中に中枢機能を組織するシステムを持たせることを検討し、行政との連絡や連携について、あらかじめ確認しておく必要がある。

さらに、阪神・淡路大震災では、経験豊富なコーディネーターがほとんどいなかつたこと、緊急時にボランティア拠点の中枢機能を組織する民間等スタッフの参加システムがなかつたことも問題として指摘された。このため、災害発生時に全国から集結したボランティアを機動的に活用するために不可欠であるボランティアコーディネーターが不足しないよう、コーディネーターの要請・研修体制の早期確立・充実を図るとともに、地元ボランティアとの連絡・結合体制の確立を図る必要がある。

■災害復興ボランティア活動に対する助成～阪神・淡路大震災～■

区分	助成の対象となる経費	構成人数	助成額等
一般活動費助成	ボランティアグループが活動を行うために要する一般的経費（交通費・通信費・ボランティア保険掛け金等）	5人以上のグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・年活動日数が6日以上の場合 年額3万円 ・年活動日数が24日以上の場合 年額6万円
特別活動費助成	当該ボランティア活動固有の経費（原材料購入費・活動機器・機材の借上げ費等）	5人以上のグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・1事業当たり15万円以内 (3万円未満は対象外) ・1グループ年間2回を限度

■ボランティアの約7割が新規参加者～阪神・淡路大震災～■

阪神・淡路大震災に参加したボランティアのうち、学生・生徒は全体の約6割を占め、また約7割が初めてボランティア活動に参加する人々であった。

■「兵庫県災害救援専門ボランティア（ひょうご・フェニックス救援隊）」発足～阪神・淡路大震災～■

阪神・淡路大震災において、医療・土木・建築といった専門的知識を持ったボランティアの活躍が重要な役割を果たしており、このような経験を踏まえて兵庫県は、大規模災害発生時にこれらの専門知識を持ったボランティアを緊急に派遣し、迅速な救援活動を行えるよう、「兵庫県災害救援専門ボランティア（ひょうご・フェニックス救援隊）」の登録・派遣制度を創立した。この兵庫県災害救援専門ボランティアは6分野（救急・救助、医療、介護、建物判定、ボランティアコーディネーター、輸送）で構成されており、ボランティアの心構え等の研修を実施した後、震災から1年後に発足した。

第7章 各種調査及び情報提供・相談

1 各種調査の実施

趣 旨

まちの復旧・復興の方向性を決定し、復興計画の早期立ち上げを図るためには、地域全体の被害の全貌や各業種の被災状況を正確に把握することが重要である。また、被災者の生活の早期復興を図るため、被災者の置かれている状況をなるべく早い段階で正確に把握するための調査を行い、適切な対応につなげていく。

施 策 の 体 系

- 1 被害状況の調査体制の構築 (1) 調査体制の構築
- 2 生活関連の調査 (1) 生活関連調査の実施
- 3 産業関連の調査 (1) 産業関連調査の実施
- 4 総合的なまちの復興に関する調査 (1) 公共施設等への調査の実施

1 被害状況の調査体制の構築		
(1) 調査体制の構築		
内容	復興に必要な情報を速やかに入手するため、整合性のある調査体系に基づいて、都県及び市区町村が緊密に連携した、秩序だった調査体制を構築する。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①被害状況調査 担当部局の設置	都県 市区町村	○ 地域防災計画等に基づいて、被害状況調査担当部局を設置し、被害状況調査を依頼する。
②被害状況の報告	都県 市区町村	○ 被害状況調査を取りまとめ、適宜、災害対策本部、復興本部等に報告する。

2 生活関連の調査		
(1) 生活関連調査の実施		
内容	避難生活者や災害弱者の実態等を把握し、生活の安定及び復興に関する施策に反映させる。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①家屋・住家 被害状況調査	都県 市区町村	○ 二次災害の防止と被害状況の把握のため、被災した家屋の被害調査を行う。
②避難所状況調査	市区町村	○ 各避難所で避難生活をしている被災者数やその推移についての調査を行う。
③衛生調査	都県 市区町村	○ 避難所や仮設住宅建設地を中心に衛生状況の調査を行う。
④災害弱者調査	都県 市区町村	○ 要援護高齢者等の災害弱者について、災害発生直後から安否の確認を行うとともに、定期的に追跡調査を行う。
⑤地域福祉需要調査	市区町村	○ 被災による福祉需要の拡大を把握するため、地域福祉に関する需要調査を行う。
⑥被災者生活実態調査	都県 市区町村	○ 被災者の居住地を把握するとともに、避難生活の実態を把握するため、被災者生活実態調査を行う。
⑦雇用状況調査	都県 市区町村	○ 災害により失業した被災者の数や動向を把握するため、業界団体への調査を行う。

事 前 対 策	
1 (1) 調査体制の構築 ○調査に要する専門人材の確保策の検討	2 (1) 生活関連調査の実施 ○各種調査項目に関する事前検討と調査票案の作成

3 産業関連の調査		
(1) 産業関連調査の実施		
内容	各業種の被災状況を把握し、事業再開支援等の産業復興施策に反映する。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①施設の被災状況調査	都県	○ 各業種の被災状況を把握するとともに、再建に関するアンケート調査を実施する。
②施設の再開状況調査	都県	○ 各業種の事業再開状況を定期的に追跡調査する。
③地域経済再建調査	都県	○ 各種産業の再建に関する意向調査を行う。

4 総合的なまちの復興に関する調査		
(1) 公共施設等への調査の実施		
内容	公共施設は災害復旧や各種対応活動の拠点となることから、その被災状況を把握し、速やかな機能再開を図る。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①公共施設の被害状況調査	都県 市区町村	○ 被災直後より、公共施設の被害状況を調査する。
②公共施設の再開状況調査	都県 市区町村	○ 被災後、定期的に公共施設の再開状況を把握し、復興のため有効に活用する。
③社会福祉関連施設の被災状況調査	都県 市区町村	○ 被災地内の社会福祉関連施設の被災状況を把握し、「災害弱者調査」と併せ、他自治体施設への一時入所措置等を検討する資料とする。

事 前 対 策
3 (1) 産業関連調査の実施 ○各調査の調査項目の事前検討 ○ヒアリング調査及びアンケート調査の際のサンプリングの方法についての事前検討
4 (1) 公共施設等への調査の実施 ○各調査の調査項目の事前検討

事 例

■応急仮設住宅入居者調査の実施 ～阪神・淡路大震災～■

阪神・淡路大震災の際、兵庫県は、応急仮設住宅入居者の実態を把握し、住宅、福祉、保健等の支援サービスの基礎資料にするために、6月下旬から「応急仮設住宅入居者調査」を継続実施した。

■価格監視のための調査の実施 ～阪神・淡路大震災～■

小売店が営業を再開した時点から、週1回、食糧品・日用品等生活関連物資についての小売価格調査を県下155店舗で実施し、価格監視を行った。

2 情報提供・相談

趣 旨

被災者の生活の早期復興を図るための施策等に関する情報提供・相談活動を実施する。また、被災した地域の復興を行政と住民が協働して行うことができるよう、まちづくりに関する情報提供を行い、地域の復興に対する住民の参加を促進する。

施 策 の 体 系

- 1 生活関連の情報提供・相談 ————— (1) 生活関連情報の提供及び相談の実施
- 2 産業関連の情報提供・相談 ————— (1) 産業関連情報の提供及び相談の実施
- 3 総合的なまちの復興に関する ————— (1) まちづくりに関する情報提供等
情報提供・相談

1 生活関連の情報提供・相談

(1) 生活関連情報の提供及び相談の実施

内容 生活の安定及び復興のための施策等に関する情報提供・相談活動を実施する。

実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①災害弔慰金等の支給に関する情報	市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害弔慰金や災害障害児見舞金等の制度の周知を図るために、広報活動を実施する。
②健康相談の実施	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所や応急仮設住宅を中心に、健康相談を実施する。 ○ 被害状況によっては、巡回健康相談を実施する。
③心の相談窓口の開設	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者のメンタルヘルスケア対策として、ソーシャルワーカー等による相談窓口を開設する。 ○ 被災の状況によっては電話相談等を併設する。 (手順は「第4章 医療・保健・福祉の復興」の「2 メンタルヘルスケアの充実」に準じる。)
④こころに関する子ども電話相談の実施	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもに対するこころのケア対策として、電話相談等を実施する。 (手順は「第4章 医療・保健・福祉の復興」の「2 メンタルヘルスケアの充実」に準じる。)
⑤消費者相談の実施	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家や職を失った被災者の不安を和らげるため、弁護士会等の関係団体と協力して法律相談窓口を開設する。
⑥法律相談の実施	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅問題等の法律問題が多くなることが考えられるため、弁護士会等の関係団体と協力して、法律相談窓口を開設する。
⑦応急仮設住宅巡回相談の実施	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害が甚大で市区町村では相談体制が十分でない場合、都県の支援のもとに応急仮設住宅入居者を中心とした巡回サービスを行う。
⑧翻訳ボランティアによる外国人相談窓口	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人被災者を対象に、翻訳ボランティアを配置した窓口を設置し、大使館や外国人団体の被災状況等の各種情報提供及び各種生活相談の窓口を設置する。

事 前 対 策

- 臨時相談窓口開設のための手続き等についての事前整理
- ソーシャルワーカー・ホームヘルパー等の専門人材の育成と確保策の検討
- 弁護士会等関係団体との連携体制の確立及び情報共有に関する事前協議
- ボランティア団体との連携及び活動体制に関する事前協議

2 産業関連の情報提供・相談		
(1) 産業関連情報の提供及び相談の実施		
内容	雇用の維持及び事業の再開に関する情報の提供を行うとともに、物流、取引など、間接的な被害を軽減する情報の提供を行う。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①中小企業 総合相談所の開設	都県 市区町村	○ 被災した中小企業の事業再建に関する各種相談窓口を設置する。また、民間賃貸店舗・工場及び事業用地についての情報提供を行う。
②雇用・労働に関する 相談所の開設	都県 市区町村	○ 職業安定所を中心に、災害により失業した被災者の雇用・労働問題についての特別相談窓口を開設する。
③各種融資制度に 関する情報提供	都県 市区町村	○ 中小企業災害復旧貸付など、各種資金融資制度についての周知を図る。
④物流ルートに関する 情報提供	都県 市区町村	○ 利用可能な物流ルートに関する情報を提供し、販売・流通経路の回復を図る。
⑤農林水産業者に 対する経営相談	都県 市区町村	○ 被災した農林水産業者に対し、各種融資制度や国・県等の行う技術研修等を紹介するとともに、生活再開・継続に関する相談に応じる。

事 前 対 策
○特例措置及び新しい制度が創設された場合の情報提供体制についての事前検討
○相談窓口新設の場合の窓口職員の対応及び確保に関する事前検討

3 総合的なまちの復興に関する情報提供・相談

(1) まちづくりに関する情報提供等

内容	住民生活やまちづくりに関する総合的な情報の提供及び相談活動を実施する。	
----	-------------------------------------	--

実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①広報紙・FAX ・インターネットによる情報提供	都県 市区町村	○ 他の市区町村に避難している被災者も考慮し、広報紙の配布ばかりではなく、広報紙のFAXサービスやインターネットによる情報提供を行う。
②まちづくりコンサルタント等による相談窓口の開設	都県 市区町村	○ 行政と住民が連携してまちづくりを目指すため、住民のまちづくり活動に対する支援策として、アドバイザーや専門コンサルタントの派遣及び相談窓口の開設を行う。
③医療施設の開設状況	都県 市区町村	○ 通常よりも医療ニーズが拡大する中で、医療関係施設にも被害が出るものと考えられることから、医療サービスの提供に関する情報を提供する。

事 前 対 策

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○広報の媒体に関する事前検討とインターネットによる広報体制の整備 ○まちづくりコンサルタントとの連携 ○地元医師会等との連携 |
|--|

事例

■被災者への情報提供～阪神・淡路大震災～■

○電話による問い合わせや報道機関を使っての情報提供

阪神・淡路大震災における神戸市での市民への情報提供は、電話による問い合わせや報道機関を経由して行われた。しかし、電話が輻輳するなか、情報が混乱していたり、報道機関の独自の報道内容等についての確認が取りにくかったことなどから、問い合わせについては苦慮することも多かった。また、ボランティアや物資の供給状況、行政機関以外の対応については応えることができないなど、多くの問題があった。

○広報紙の発行

神戸市では、1月25日より「神戸地震災害対策広報」を発行し、食糧の配布と一緒に届けたり、区避難所連絡班の手によって避難所に届けるなどしている。またバイク隊を結成し、避難所を中心に電柱や壁など約1,000箇所に広報紙を貼り付けている。また、2月17日より、月2回の割合で「広報こうべ」を発行し、市の取り組みや方針、お知らせなどについて掲載したものを新聞折込で市民に配布している。

一方、市外へ避難している人々に対しては、FAX及びパソコン通信サービス、インターネットなどを活用した情報提供を行った。

兵庫県は、応急仮設住宅入居者調査実施の際に、心や体、福祉サービス等の相談先や生活情報等をまとめた「こんなとき くらしのかわらばん」を6万部作成し、各戸に配布した。

■県税に係る特例措置についての広報～阪神・淡路大震災～■

兵庫県は、県税に関する申告等の期限についての延長措置等を決定したが、これらの特例措置については、県民への定時放送（サンテレビ、NHKラジオなど）や県発行の「震災ニュース」「ニューひょうご臨時号」において情報提供を行ったほか、チラシ「県税の申告・納付等の期限延長について」を作成し、各財務事務局、市（区）役所、町役場をはじめ避難所にも配布し、広報に努めた。

また、法人に対する県税に係る特例措置については、FMラジオ（FM 796エニックス）や県発行の「震災ニュース」「ニューひょうご臨時号」「県民だよりひょうご」において情報提供を行ったほか、リーフレット「県税の軽減措置等についてのお知らせ」、ポスター「県税についてのお知らせ」をはじめとし、各税目における個別のチラシやポスターを作成し、各財務事務局、市（区）役所、町役場をはじめ避難所にも配布するなど、広報に努めた。

さらに、6月には、県税の減免等の軽減措置についてまとめた小冊子「阪神・淡路大震災にともなう県税の減免ミニガイド」を作成し、より一層の広報に努めた。

■「被災者福祉なんでも相談」（電話相談）窓口の開設～阪神・淡路大震災～■

兵庫県は、介護、福祉施設の利用、車椅子等介護・福祉機器の利用など、福祉に関わるあらゆる相談に応じる窓口を開設し、被災者の福祉に関する悩みや心配ごとの解消に努めた。

■生活情報の提供～阪神・淡路大震災～■

被災者の買い急ぎや悪徳商法からの被害を防止し、物価の安定を図るために、物価啓発誌の臨時号を47,000部作成し、被災地域を中心に配布した。

■中小企業総合相談所の設置～阪神・淡路大震災～■

被災事業者の事業再開等に関する各種相談に総合的かつ機動的に対応するため、国、県、市町、商工会議所等関係団体が一体となって運営する「中小企業総合相談所」が設置された。神戸地域では34人、阪神地域は11人、淡路地域は10人の相談体制で業務を開始した。

法律相談や税務相談にも対処できるよう、大阪弁護士会、近畿税理士会に派遣を要請し、ボランティアでの協力を受けた。

■雇用に関する相談窓口の開設～阪神・淡路大震災～■

被災地域の事業主や離職者等に対する相談体制の整備として、県下全ての公共職業安定所において、被災した事業主や求職者に対する特別相談窓口を開設し、雇用調整助成金制度等の各種助成金制度や雇用保険、職業紹介等に関する相談援助を行った。

また、「中小企業総合相談所」内に「総合労働相談所」を併設し、雇用問題だけではなく広く労働分野全般の相談に応じる体制を整えた。

■復興に向けての活動の支援～阪神・淡路大震災～■

震災から半年後、兵庫県の呼びかけに応じて、有識者で構成する被災者復興支援会議が発足し、被災者や被災者支援団体との現地意見交換会を開催した。

■フェニックス・ステーション活動等の推進～阪神・淡路大震災～■

復興のまちづくりに向けて、地域ネットワークを形成する具体的方策として「フェニックスステーション」が開設された。

第3部 地区別に関する事項

第1章 住宅地の復興

1 一般住宅地

地区の特性	
人口・産業	地形・都市構造
<ul style="list-style-type: none"> ○高齢化の傾向が見られる。 ○世帯当たりの人員は縮小傾向にある。 ○住宅の所有は、持家が多いが、借家も少なくない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○木造、防火木造の戸建住宅や共同住宅（非木造が多い）が主な建築物である。 ○公園や道路、下水道といった都市基盤施設は整備されているが、身近な公園や広場が不足している場合もある。

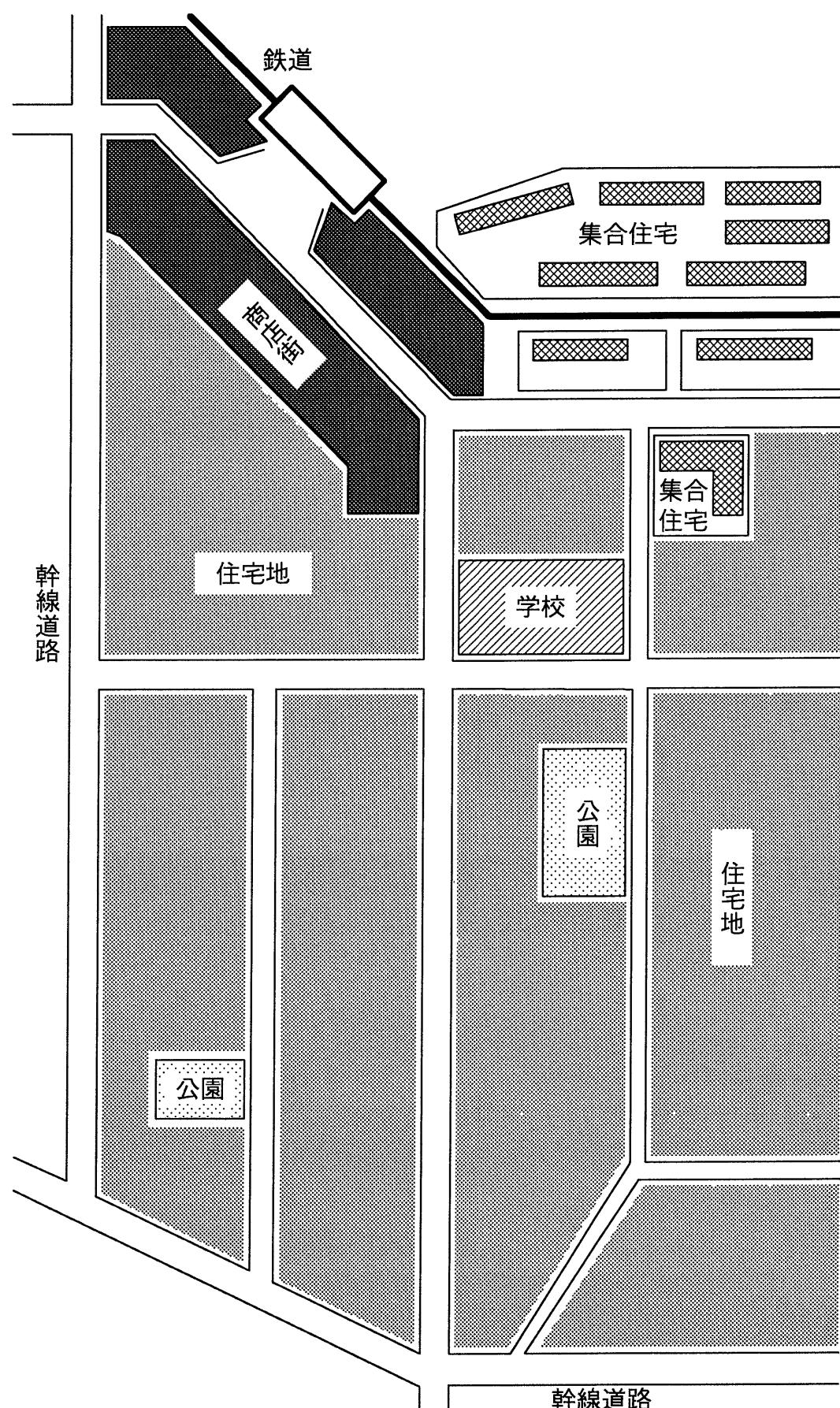
被害想定		事態想定
人的被害	物的被害	
<ul style="list-style-type: none"> ○建物倒壊による死者数は少ない。 ○住宅への被害が大きいことから、長期避難者が多い。 ○当地区への通勤・通学者が多いことから、通勤・通学先で被災し、死傷する住民も多い。 ○同様に、帰宅が困難となる住民が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○木造住宅への被害が大きい。 ○全壊するRC造、S造の建物もある。 ○冬の夕食時に発生した場合の焼失数が多い。 ○ほとんどのライフライン施設が被害を受けるが、下水道と都市ガスの被害が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○多くの木造住宅が倒壊・焼失するが、戸建住宅や共同住宅が混在しているため、家主・地主の被災状況等によっては建替えが進まず、住宅を失う借地・借家人が発生する。 ○長期避難者が大量に発生することから、学校教育の再開が遅れる。

被害想定・事態想定からの各地区の特徴的課題	
<ul style="list-style-type: none"> ○身近な公園や広場が不足しており、整備が必要となっている地区もある。 ○狭隘道路や行き止まり道路の改善が必要な地区もある。 	

復興方針	
<ul style="list-style-type: none"> ○各種の融資制度等の活用を促進し、住宅再建を支援するとともに、被害状況によっては、面的整備事業等の検討を行い、住環境の改善を図る。 	
復興方策：生活	
<ul style="list-style-type: none"> ○住宅の整備と住環境の改善のための各種事業の実施（2 木造密集住宅地に同じ） ○住宅の再建・共同化の推進（2 木造密集住宅地に同じ） 	

事前対応	
<ul style="list-style-type: none"> ○都市基盤施設の整備推進による住環境及び防災性の向上 ○借地借家権など住宅・建物に係る権利関係の調査・台帳の作成等の権利関係の把握 ○災害時の医療体制の確立 	

一般住宅地



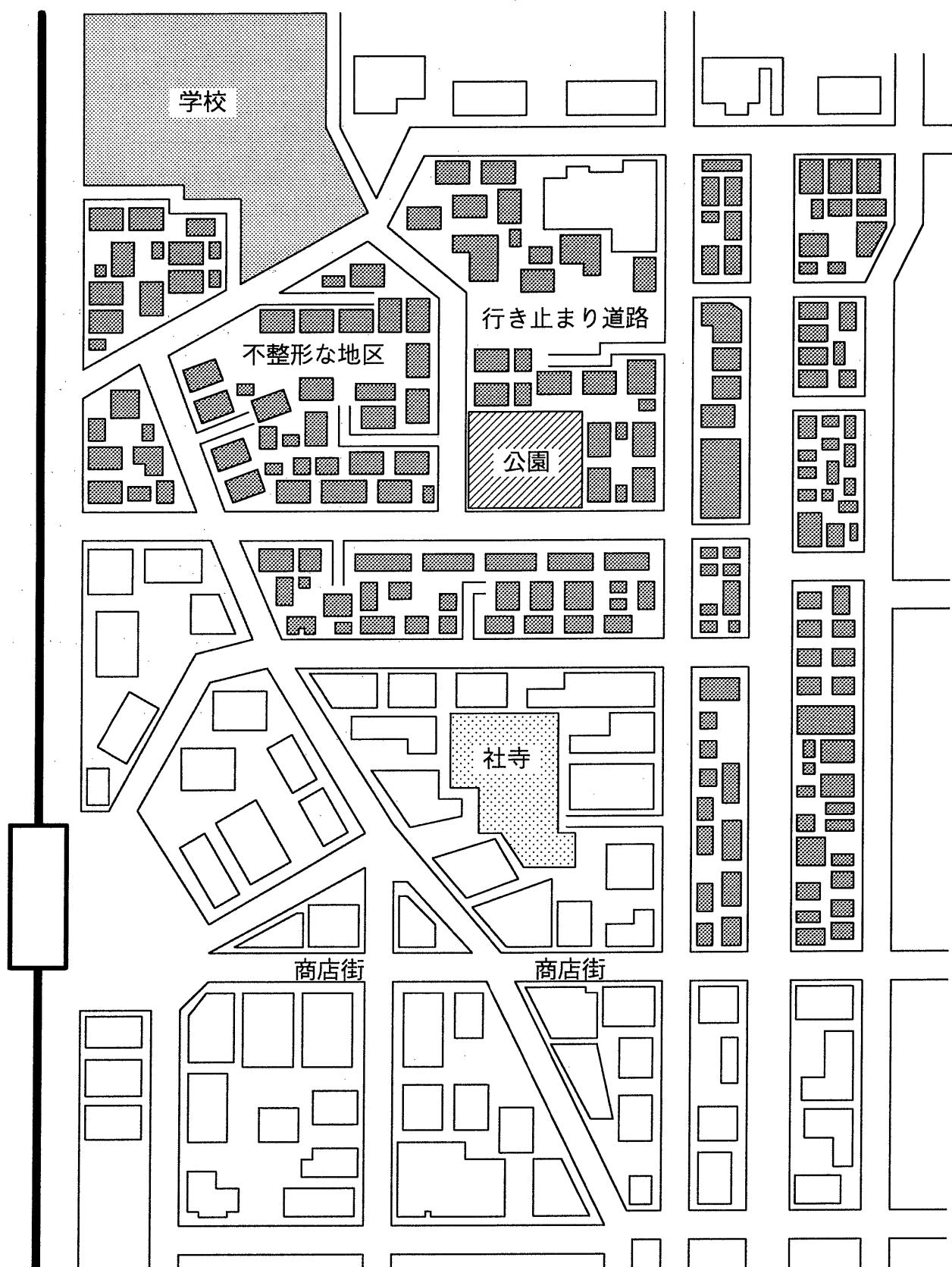
2 木造密集住宅地

地区の特性	
人口・産業	地形・都市構造
<ul style="list-style-type: none"> ○高齢化の進行が著しく、ひとり暮らしの高齢者も多い。 ○人口密度が高い。 ○借地借地人が多く、土地・建物の権利関係が複雑である。 ○産業の立地もあり、中小規模の事業所が主である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○都市基盤、特に道路が未整備である。 ○公園・広場等のオープンスペースが不足している。 ○既存不適格建築物が多い。 ○行き止まり道路も見られる。 ○下水道は整備されている。 ○住宅と小規模な工業施設が混在している部分もある。 ○老朽木造住宅が多い。

被害想定		事態想定
人的被害	物的被害	
<ul style="list-style-type: none"> ○建物倒壊、火災による死傷者が多い。 ○狭隘道路が建物倒壊等によりふさがれ、避難が困難となる人も多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○木造家屋の倒壊が多い。 ○火災が発生する危険性が高く、焼失面積も大きい。 ○液状化による建築物の被害もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○従前の住工混在の土地利用により、既存不適格建築物となっている工業施設の再建が困難となる。 ○多くの木造住宅が倒壊もしくは焼失するが、接道不良の既存不適格建築物や狭小敷地のため、建替えが困難となる場合がある。 ○家主、地主の被災状況等によっては、建替えが進まず、住宅を失う借地・借家人も多い。 ○住居に併用した中小規模の製造業事業所や商店が被災し、住宅と職場を一度に両方失ってしまう世帯も多い。 ○被災により住宅を手放したり、失ったりしたひとり暮らしの高齢者の保護が必要となる。 ○死傷者が多く出るため、医療需要が増大する。 ○世帯主を失った家庭の生活の保護など、福祉需要が増大する。 ○コミュニティで培われたまちの文化が住民の避難や移転により喪失する。

被害想定・事態想定からの各地区の特徴的課題
<ul style="list-style-type: none"> ○住宅の共同化が必要となる場合が多い。 ○借地借家権など住宅・建物に係る権利関係を把握しておく必要がある。 ○従前に立地していた場所で再建が困難な製造業事業所の移転先が必要となる。 ○住宅を失った高齢者の生活支援と住宅の確保が必要となる。 ○中小規模の事業所の経営支援が必要である。 ○事業所の閉鎖や人員削減による失業者に対し、雇用相談が必要である。 ○災害時の十分な医療体制が必要である。 ○住民が愛着を持つまちの文化を継承し、住民の生活復興を支える必要がある。 <p>【地区の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○狭隘道路・行き止まり道路を改善する必要がある。 ○公園・広場等のオープンスペースを確保する必要がある。 ○老朽木造住宅の共同建替えによる耐震・耐火性の向上が必要である。

木造密集住宅地



復興方針
○被災状況にあわせて面的整備事業等による住環境の改善を進めるとともに、被災者への住宅と就業の場を確保し、生活の再建を支援する。
復興方策：市街地の整備
○道路、公園・広場等の都市基盤施設の整備 ◇土地区画整理事業
復興方策：産業
○仮設工場・店舗の供給 ◇仮設工場・店舗の用地の確保 ◇賃貸型共同仮設工場・店舗の設置 ◇共同仮設工場・店舗の設置団体等への相談対応、及び費用助成や資金融資（中小企業高度化資金等） ○被災した製造業事業所の移転先となる工場アパート等の整備 ○民間賃貸工場や店舗の情報提供やあつ旋 ○中小企業への経営支援 ◇国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫の災害貸付の活用促進 ◇各種公庫の既往貸付金の償還条件の緩和等の特別措置の要請 ◇その他の国や県等の中小企業に対する貸付や資金融資に関する特別措置に関する情報提供 ◇経営相談の実施 ○販路拡大のための商談会等の開催 ○広域取引のあつ旋
復興方策：生活
○住宅の整備と住環境の改善のための各種事業の実施 ◇住宅地区改良事業 ◇密集住宅市街地整備促進事業 ◇住宅市街地総合整備事業 ○住宅の再建・共同化の推進 ◇住民の合意形成の促進（まちづくり協議会の設立促進） ◇共同化に際しての権利調整のための行政相談・法律相談の実施 ◇コンサルタントの紹介・派遣 ◇国・県等の住宅再建や共同化に関する各種融資制度に関する情報提供と相談の実施 ○高齢者、障害者や世帯主を失った家庭等災害弱者への生活支援 ◇生活相談の実施 ◇高齢者福祉施設・サービスの整備・拡充 ◇公営住宅の空家活用（入居のあつ旋） ◇災害復興公営住宅・一般公営住宅の建設 ◇各種融資制度利用者への利子補給の実施 ◇高齢者用住宅の整備 ○失業者対策 ◇雇用相談の実施 ◇雇用保険制度の活用促進（事業者、離職者への周知） ◇求人情報の提供 ○住民参加によるまちづくりの推進 ○まちの文化を継承するためのイベント等の開催

事前対応
○防災まちづくりの推進
○借地借家権など住宅・建物に係る権利関係の調査・台帳の作成等の権利関係の把握
○災害時の医療体制の確立
○既存不適格建築物の把握と被災後の復旧対策の検討
○主要な区画道路や緑道沿道の不燃化の促進
○公園・緑地等のオープンスペースの適正配置の検討

3 集合住宅地

地区の特性	
人口・産業	地形・都市構造
<ul style="list-style-type: none"> ○高齢化は進んでいるものの、年少人口割合を超えるほどではない。 ○社会増、自然増両方による人口増加傾向にある。 ○幼年人口が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○高層住宅（非木造）が主な建築物である。 ○商店や大型店舗も敷地内に含まれている。 ○公園等のオープンスペースが確保されている。 ○道路、下水道等の都市基盤施設は整備されている。 ○住宅の所有は、持家、賃貸住宅ともに多い。 ○住宅には公営住宅も含まれる。 ○建築年次は、集合住宅地の開発時期に集中している。

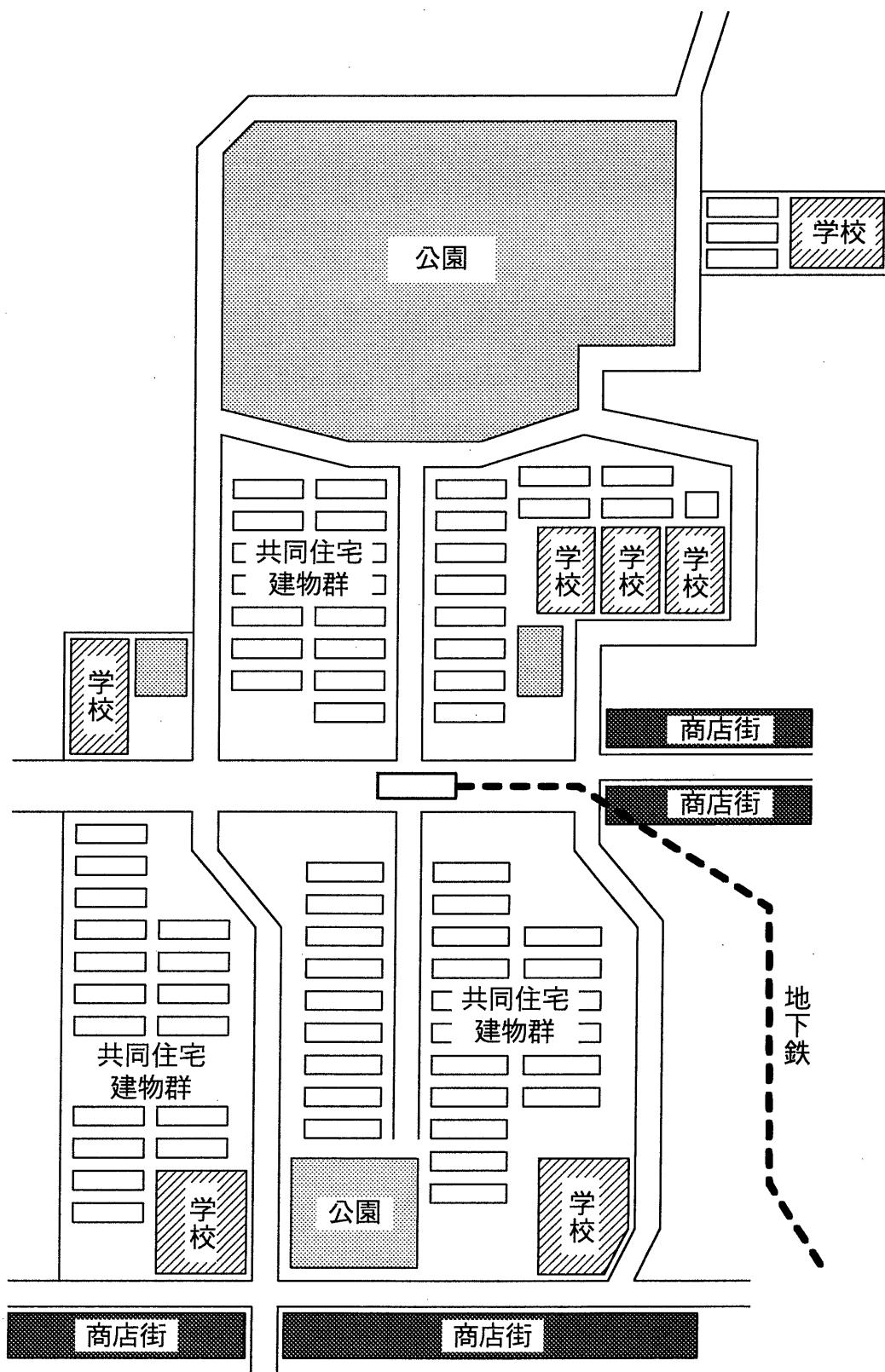
被害想定		事態想定
人的被害	物的被害	
<ul style="list-style-type: none"> ○昼間、夜間ともに人的被害が大きくなる危険度が高い。 ○住宅内での地震動による家具等の倒壊やガラス破片、落下物等により、死傷者がいる。 ○住民の中には通勤・通学者が多いことから、昼間に発生した場合、通勤・通学先で被災し、死傷する者も多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○建物自体の損傷は少ないと考えられるが、配管等の設備被害が大きくなることが予想される。 ○火災により家具等の焼失等の被害を受ける住宅もある。 ○地区内に立地する商店の建物や商品が被害を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○高層の共同住宅の建替え等の間、一度に多くの居住者が移転先を必要とする場合がある。 ○世帯主の死亡・負傷により、保護者を失う乳幼児や児童が多く発生する。 ○商店が被害を受けた場合、被害の程度によっては営業再開に時間がかかったり、閉店してしまうため、日常の買い物が不便となる。

被害想定・事態想定からの各地区的特徴的課題
<ul style="list-style-type: none"> ○共同住宅の建替えの間、移転先を確保できない居住者に対して支援が必要である。 ○多くの乳幼児や児童の保護が必要となる。 ○仮設店舗による商店の営業再開が必要である。

復興方針
<ul style="list-style-type: none"> ○共同住宅の早期建替え・復興により被災者の住宅の確保を優先し、住民の生活再建を支援する。 ○配管等の設備被害の共同補修に対する支援を行う。
復興方策：生活
<ul style="list-style-type: none"> ○共同住宅の建替えの間の一時的な移転者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ◇移転可能な民間賃貸住宅の情報提供とあつ旋 ◇民間賃貸住宅移転者への家賃補助 ◇公営住宅の空家活用（入居のあつ旋） ○仮設店舗の供給 <ul style="list-style-type: none"> ◇仮設店舗の用地の確保 ◇共同仮設店舗の設置 ◇共同仮設店舗設置団体への費用助成や資金融資（中小企業高度化資金等） ○養護施設、乳児院等の児童福祉施設への入所あつ旋と手続き簡素化の要請

事前対応
<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児や児童の保護体制の確立 ○応急仮設住宅の建設可能用地の検討

集合住宅地



4 郊外型住宅地

地区の特性	
人口・産業	地形・都市構造
<ul style="list-style-type: none"> ○人口は、社会増、自然増両方による増加傾向にあり、24歳以下の人口が多い。 ○都心部への通勤者が多い。 ○ある一時期に、住宅購入により多くの世帯が移転してきたことから、類似した世帯構成、年代の世帯が集積している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○道路、下水道等の都市基盤施設は整備されている。 ○共同住宅と戸建住宅の街区に分かれている。 ○木造、防火木造の戸建住宅と非木造の共同住宅が多い。 ○鉄道駅に近接している。 ○丘陵地に位置、もしくは隣接している。 ○公園・緑地等のオープンスペースが確保されている。 ○大規模造成地である。 ○小売店やスーパー等の商業施設が集積している。

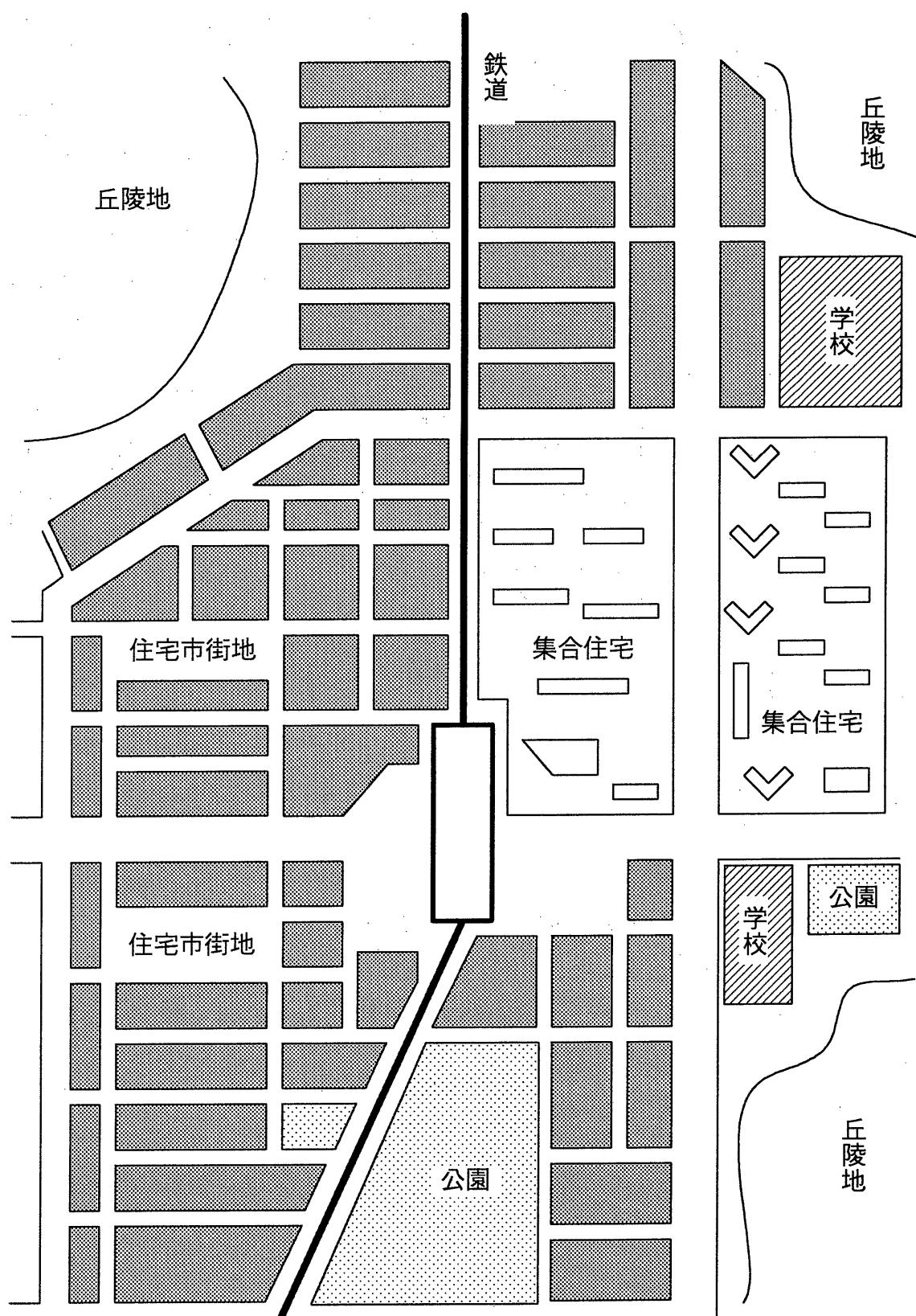
被害想定		事態想定
人的被害	物的被害	
<ul style="list-style-type: none"> ○住民の中には通勤・通学者が多いことから、当地区で発生する死者、負傷者等の人的被害は小さいが、通勤・通学先で被災し、死亡・負傷する住民が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○戸建木造住宅への被害は小さい。 ○非木造共同住宅の被害は小さい。 ○火災による焼失の危険は少ない。 ○丘陵地や急傾斜地に隣接する建築物については、地滑りや土砂崩れによる被害を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○丘陵地や急傾斜地に隣接した住宅が街区単位で被害を受ける。 ○住宅地が造成された時期によっては、ひとり暮らし高齢者や乳幼児が多いなど、住民の年齢構成に偏りがある場合がある。

被害想定・事態想定からの各地区の特徴的課題	
<ul style="list-style-type: none"> ○地滑りや崖崩れによる街区単位の住宅全壊によって、集団移転が必要となる。 ○住民の年齢構成に偏りがある場合は、災害弱者対策が必要となる。 <p>【地区の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○急傾斜地とそれに隣接する住宅地の把握とともに、地滑りや崖崩れ防止策の実施が必要である。 	

復興方針
○安全な住宅を供給し、住民の生活再建を支援する。
復興方策：生活
<ul style="list-style-type: none"> ○集団移転者への住宅の供給 <ul style="list-style-type: none"> ◇防災集団移転促進事業 ◇がけ地近接等危険住宅移転事業 ◇各種事業の適用要件緩和等の国への要請 ○移転を希望する住民の住宅・宅地の取得の援助 <ul style="list-style-type: none"> ◇住宅金融公庫の災害復興住宅貸付資金の貸付 ○住民の年齢構成の把握及び必要な福祉サービスの把握とその提供

事前対応
<ul style="list-style-type: none"> ○地滑りや崖崩れの危険箇所の把握と地滑り・崖崩れの防止策の実施 ○ハザードマップによる住民への警告など、迅速な避難の促進

郊外型住宅地



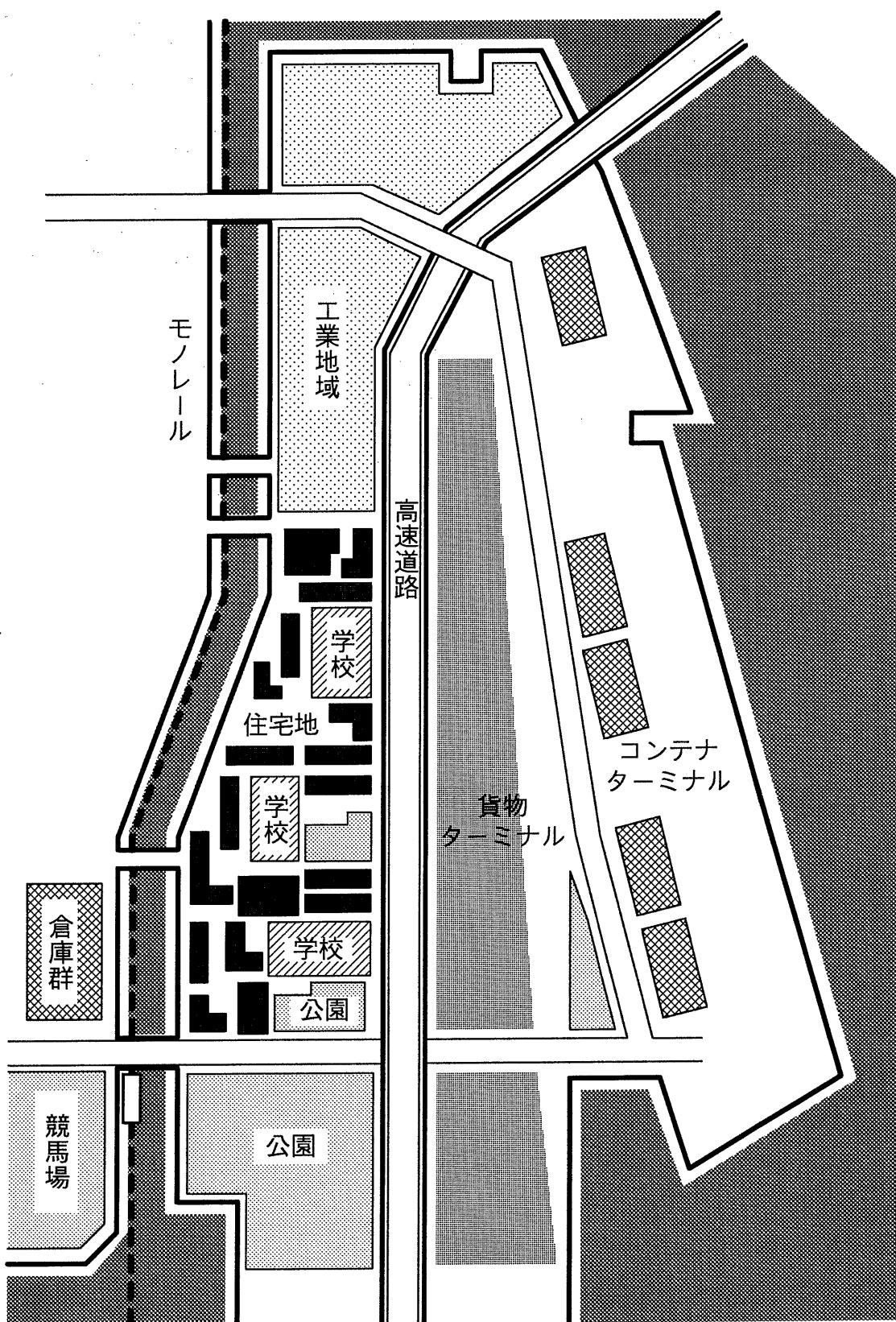
5 埋立地の住宅地

地区の特性	
人口・産業	地形・都市構造
<ul style="list-style-type: none"> ○人口は、社会増、自然増両方による増加傾向にある。 ○ある一時期に集中した共同住宅の分譲や、都心に近いという環境から借家人が多く、年代や構成の類似した世帯が集積している場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○都心部に近い。 ○市街地に隣接している。 ○埋立地に造成されており、隣接した土地も埋立地である場合もある。 ○陸地へのアクセス路が限られており、運河等により隣接地区から分断されている。 ○主に高層の共同住宅（非木造）から構成される。 ○工業地や港湾業務地等の他の土地利用が混在している。 ○公園・道路・下水道等の都市基盤施設は整備されている。

被害想定		事態想定
人的被害	物的被害	
<ul style="list-style-type: none"> ○建物倒壊や火災による死傷者は少ないが、自宅内での落下物等による死傷者がいる。 ○高層建物からのガラス破片等の落下物による死傷者もいる。 ○通勤・通学先で被災し、死傷する住民が多い。 ○陸地へのアクセス路が長期間分断された場合、陸地への移動手段は海上輸送のみとなり、住民の移動が制限される。 ○対岸も埋立地である場合は、道路が液状化等の被害を受け、移動が困難となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○共同住宅や駐車場、公園に液状化による被害が出る。 ○火災危険度は高くないが、周辺の工場から出火する可能性もある。 ○陸地へのアクセス路である橋が被害を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○陸地へのアクセス路が分断される。 ○主な住宅である高層の共同住宅を建て替える場合、一度に多くの人々が移転先を必要とする。 ○住宅地が造成された時期によっては、ひとり暮らし高齢者や乳幼児が多いなど、住民の年齢構成に偏りがある場合がある。

被害想定・事態想定からの各地区の特徴的課題
<ul style="list-style-type: none"> ○陸地へのアクセス路を複数確保する必要がある。 ○共同住宅の建替えの間の移転先を確保できない居住者に対して支援が必要である。 ○住民の年齢構成によっては、災害弱者対策が必要となる。 <p>【地区の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅地に隣接して立地する工業施設や業務施設の安全性の確保と、被災した場合の化学薬品等の危険物による二次災害の防止対策が必要である。

埋立地の住宅



復興方針	
○共同住宅の修理・修繕・建替えを促進し、住民の生活再建への支援を行うとともに、陸地へのアクセス路を整備するなど、防災上の安全性を向上する。	
復興方策：市街地の整備	復興方策：生活
○陸地へのアクセス路・橋梁の整備	○共同住宅の共同建替えや修理・修繕への支援 ◇国・県等の住宅再建への各種融資制度に関する情報提供と相談の実施 ◇コンサルタントの派遣 ◇建替えの間の一時的な移転先となる民間賃貸住宅のあっ旋 ◇民間賃貸住宅居住者への家賃補助 ◇公営住宅の空家活用（入居のあっ旋） ○住民の年齢構成の把握及び必要な福祉サービスの把握とその提供
事前対応	
○工業施設等の安全性の確保と、二次災害の被害想定等による住民への影響調査の実施 ○橋梁等の整備による陸地へのアクセス路の複線化	

第2章 商業地の復興

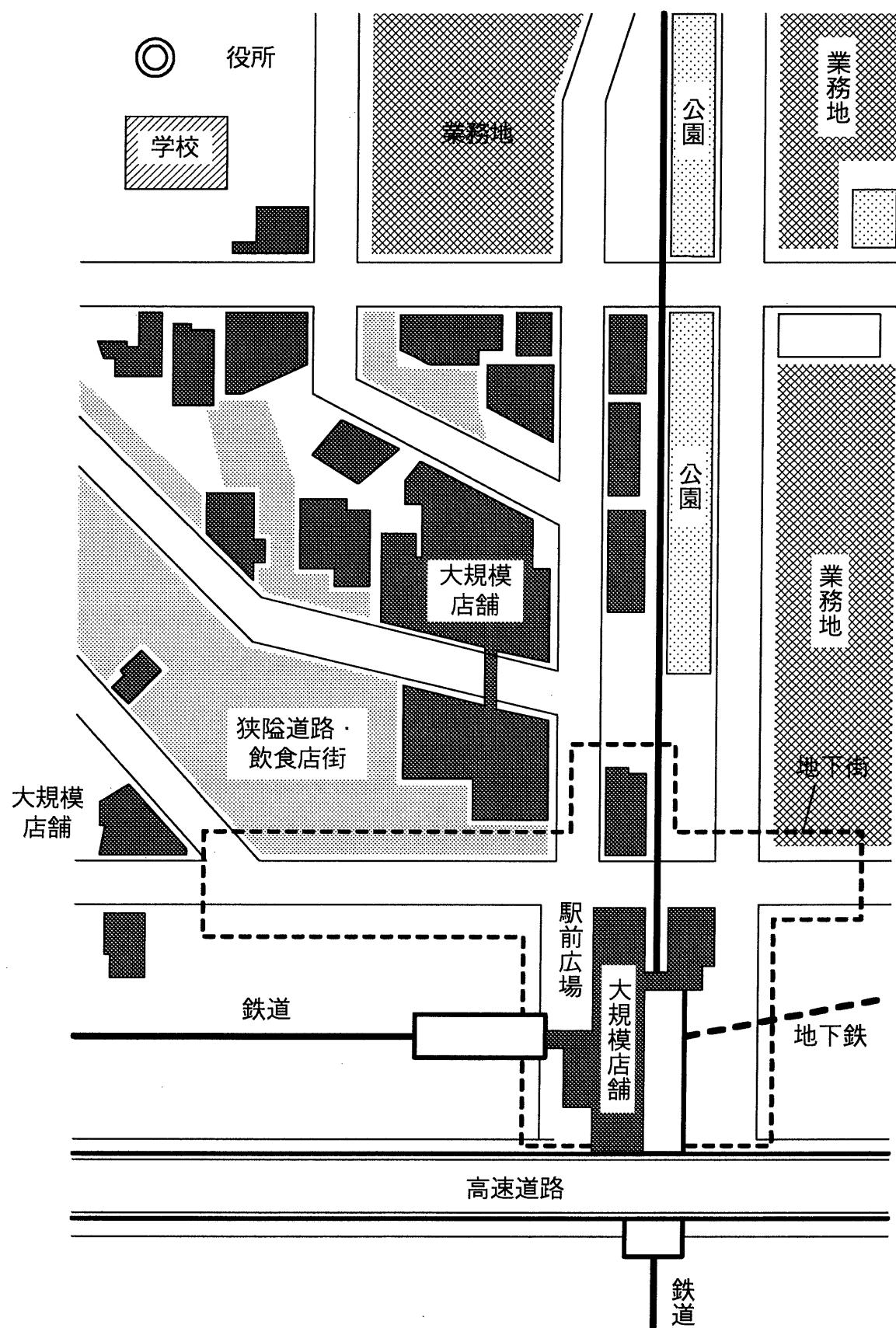
1 都心型商業地

地区の特性	
人口・産業	地形・都市構造
<ul style="list-style-type: none"> ○ 昼間人口は多いものの、当地区に居住している人口は減少傾向にある。 ○ 商業の中心となっているのは、デパートやファッショビル等の大型店舗である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道等の公共交通機関が集積している。 ○ 駅を中心に高層建築物が密集している。 ○ 駅前広場が整備されている。 ○ 映画館等の娯楽施設をはじめとする集客施設が集積している。 ○ バブル経済期の乱開発による小規模敷地の高層建物が密集している。 ○ 駅を中心に地下街が広がり、商業施設が集積している。 ○ 住宅の種類は主に非木造の共同住宅である。 ○ 狹隘道路に接する住宅が多い。 ○ ビル内の床利用が混在している。

被害想定		事態想定
人的被害	物的被害	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 人的危険度は特に夜間で高くなつており、夜間に地震が発生した場合、多くの死傷者が出る。 ○ 中高層ビルからのガラス破片等の落下物による死傷者が多い。 ○ 地下街で火災が発生した場合、多くの死傷者が出る。 ○ 駅や繁華街でパニックが発生することも想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出火危険度・火災危険度・建物倒壊危険度がいずれも高く、建物の被害が大きいが、非木造の建物が多いため、焼失危険度は低い。 ○ 木造住宅や老朽ビルの被害は大きい。 ○ 大型店舗や高層ビル、ショッピングセンター、地下街等において、特に飲食店が入っている場合、火災が発生する危険が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種の商業施設が被害を受ける。 ○ 大型店舗やファッショビルの被害により商業核が喪失する。 ○ 被災による移転や閉店等により商業の集積が減少する。 ○ 商業の集積の減少や商業核となつていた大型店舗の被災により、買物客が減少する。 ○ 買物客等の当地を一時的に訪れている人が多いため、その死傷者の身元確認や尋ね人への対応が必要となる。 ○ 被災後の店舗の共同建替えや、狭隘道路（路地）の整備により、繁華街の都市景観が変化する。

被害想定・事態想定からの各地区の特徴的課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 商業施設の修理・修繕・建替え等への支援が必要となる。 ○ 商業核となるような大型店舗や施設の復旧が重要である。 ○ 魅力ある商業空間を形成する必要がある。 ○ 週末や昼間など、多くの人出がある場合に、負傷した買物客への十分な救援・医療対応が必要である。

商業地：都心型



復興方針

- 商業再建への支援を行い、商業核の形成と商業集積を促進するとともに、商業の活性化を図り、魅力ある商業空間を形成する。

復興方策：産業

- 商業施設の修理・修繕・建替えへの支援
 - ◇ 国・県等の各種資金融資制度や特例措置についての情報提供と相談の実施
 - ◇ 大規模小売店への日本開発銀行の融資制度の活用促進
 - ◇ 商業基盤施設整備事業（商店街振興組合等の商業者団体へのアーケード等の商業基盤施設の新設に対する助成）
 - ◇ 災害復旧高度化事業（被災共同施設等の復旧・復興事業への融資）
- 店舗の共同建替えへの支援
 - ◇ コンサルタントの紹介・派遣
 - ◇ 懇談会の開催等による商業者の交流促進
- 仮設店舗による営業再開への支援
 - ◇ 貸貸型共同仮設店舗の設置と提供
 - ◇ 災害復旧高度化事業
 - ◇ 共同仮設店舗・仮設店舗の設置団体・個人への相談対応や費用助成・資金融資（中小企業高度化資金等）
- 地区内の民間賃貸店舗の情報提供やあつ旋
- 地区の活性化方策
 - ◇ 景観や都市デザインに配慮したまちづくりの推進
 - ◇ 商業者団体等の懇親会等の開催による交流の促進
 - ◇ コンサルタントの紹介・派遣
 - ◇ イベント等の開催

事前対応

- 不特定多数の買物客等への対応を想定した医療体制及び身元確認体制の確立

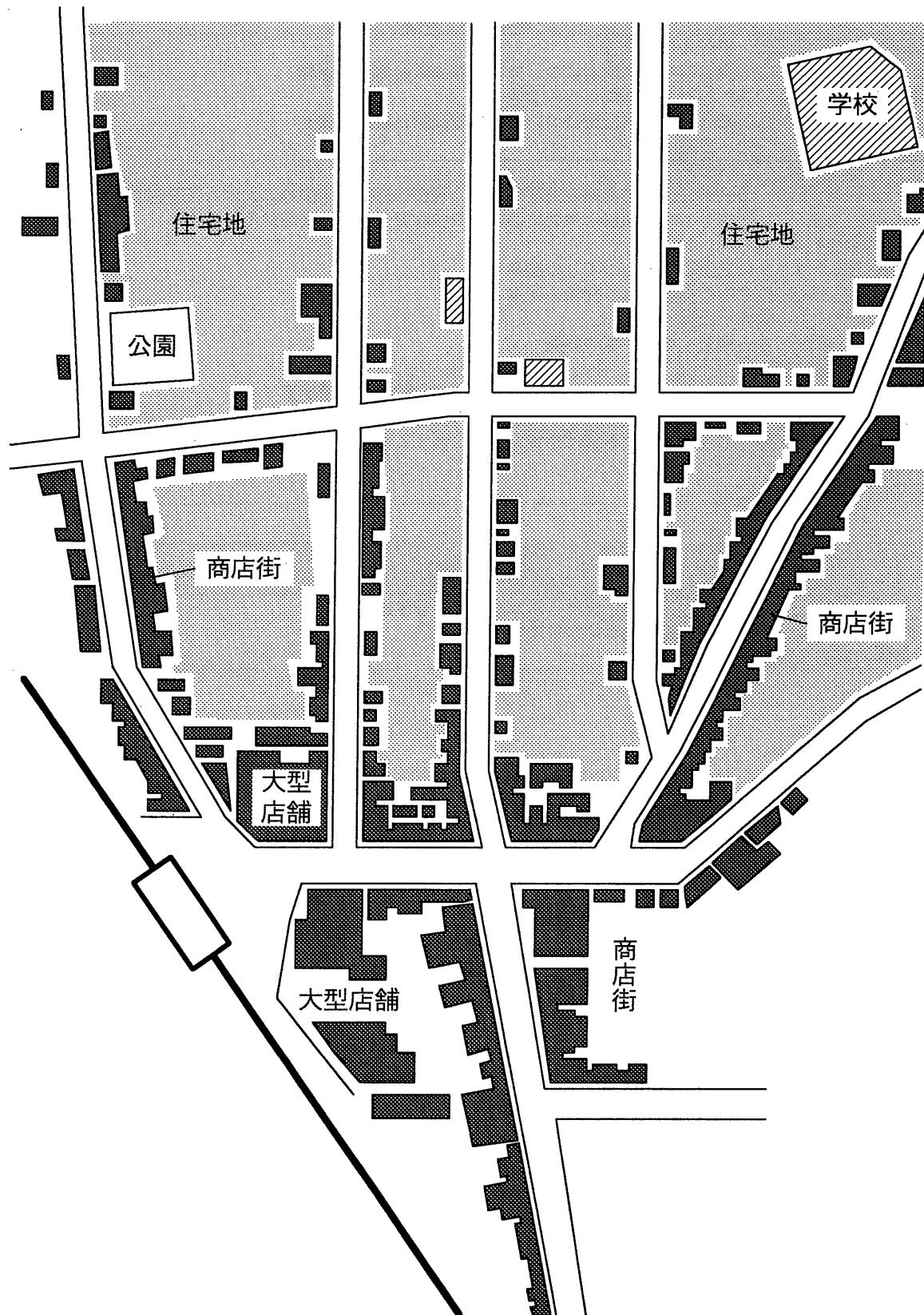
2 地域商店街型商業地

地区の特性	
人口・産業	地形・都市構造
<ul style="list-style-type: none"> ○ 人口は減少傾向にある。 ○ 高齢化も進行している。 ○ 商業は、飲食料品小売業等の小規模商店による商店街が中心となっているが、大型店舗（スーパー等）も含まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅市街地と一体的な地域である。 ○ 駅を中心に商店街が形成されている。 ○ 商業施設は、住宅併用建物が多い。 ○ 都市基盤施設の整備は進んでいる。

被害想定		事態想定
人的被害	物的被害	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 人出が多い、夕方の帰宅時間や買物時間帯に発生した場合、商店内や商店街の通りにおいて、建物のガラスの破損やアーケード等の落下物による負傷者が出る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 木造建物の全壊率が高いことから、木造の店舗併用住宅の被害が大きい。 ○ 飲食店からの出火がある。 ○ 周辺市街地で発生した火災による延焼の可能性もある。 ○ 商店街を構成する通りが被害を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小規模な各種の商業施設が被害を受ける。 ○ 被災による移転や閉店等により商業の集積が減少する。 ○ 借店舗の場合、地主・家主の被災状況によっては、店舗が再建されず営業を再開できない事業主もいる。 ○ 被災をきっかけに個人商店の廃業や移転が増えるなど、商業の集積が減少し、買物客が減少する。 ○ 周辺の市街地の住宅に被害が多く、かつ再建が遅れている場合は、避難している住民が多くなり、一時的に人口が減少するため、営業を再開しても買物客が増えない。

被害想定・事態想定からの各地区の特徴的課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 商業施設の再建や共同建替えへの支援が必要である。 ○ 営業再建のための支援が必要である。 ○ 被災後の周辺の市街地や他の商業核の復興状況を踏まえ、市街地と一体となった復興が必要である。 ○ 営業再開が困難となっている中小商店主の経営への支援が必要である。

商業地：地域商店街型



復興方針

- 市街地の復興状況に配慮した、商業再開への支援と魅力ある地域商店街を形成する。
- 復興方策：産業
- 商業施設の修理・修繕・建替えへの支援
 - ◇国・県等の各種資金融資制度や特例措置についての情報提供と相談の実施
- 店舗併用住宅や店舗の共同建替えや共同化への支援
 - ◇国・県等の各種資金融資制度や特例措置についての情報提供と相談の実施
 - ◇コンサルタントの紹介・派遣
- 仮設店舗による営業再開への支援
 - ◇賃貸型共同仮設店舗の設置（周辺市街地の被害が大きい場合は近隣の市街地における仮設店舗のあっ旋）
 - ◇共同仮設店舗の設置団体等への相談対応や費用助成・資金融資（中小企業高度化資金等）
- 商店街活性化方策
 - ◇景観や都市デザインに配慮したまちづくりの推進
 - ◇商業者団体等の懇親会等の開催による交流の促進
 - ◇コンサルタントの紹介・派遣
 - ◇周辺住民の参加による地域イベント等の開催
- 中小企業への経営支援
 - ◇国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫の災害貸付の活用促進
 - ◇各種公庫の既往貸付金の償還条件の緩和等の特別措置の要請
 - ◇その他の国や県等の中小企業に対する貸付や資金融資に関する特別措置に関する情報提供と相談の実施
- 経営相談の実施
- 周辺市街地の復興の促進

事前対応

- 共同仮設店舗の建設可能地の事前検討と近隣自治体間での事前協議
- 共同仮設店舗の設置の際の融資の手続きについての把握
- 中小商店に対する支援策の検討

第3章 農業集落地の復興

1 一般的農業集落地

地区的特性	
人口・産業	地形・都市構造
<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地の転用等による宅地開発の影響もあり、人口は増加傾向にある。 ○ 世帯人員が多い。 ○ 農業就業者は減少しつつあり、農業の兼業化及び農業従事者の高齢化が進行している。 ○ 持家人が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地は主に田である。 ○ 幹線道路へのアクセスは確保されているが、公共交通が不便である。 ○ 公共下水道は整備中、もしくは未整備である。 ○ ミニ開発により、都市基盤施設の整備が伴わないまま農業集落地の市街化が進行している。 ○ 農道等の既存道路の中には、人口増加とともに増加する交通量に対応できていない部分もある。 ○ 木造、防火木造の戸建住宅が多い。 ○ 狹隘道路に接している住宅もある。

被害想定		事態想定
人的被害	物的被害	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物倒壊や火災による死傷者は少ない。 ○ 長期間避難しなくてならない人は少ない。 ○ 通勤先が都心部の場合は、帰宅が困難になる人が多い。 ○ 通勤・通学者が多い場合は、通勤・通学先で被災し、死傷する住民が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅や農業施設の建物被害は概して少ないが、木造建物の全壊率は高い。 ○ 炎上出火・焼失はほとんどない。 ○ 上下水道、都市ガス、電力、電話といったライフライン関連のサービスの供給が一時停止し、復旧に時間がかかる場合もある。 ○ ため池や農地も被害を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農道等の集落内道路やミニ開発の住宅地の私道等の道路が被害を受ける。 ○ 農業関連施設やため池、用水路が被害を受け、農業生産に影響が出る。 ○ 地割れや液状化等により農地そのものへの被害があり、農業を続けられなくなる農家もいる。 ○ 農業施設の被害により、農業生産が影響を受ける。 ○ 農業収入の減少や住宅等の再建のための支出により、農業の兼業化や農家数の減少が進み、農業が衰退する。 ○ 専業農家の収入及び就労機会が減少する。 ○ 被災をきっかけに農業を廃業する高齢農業従事者は、生きがいの喪失から、心身の健康状況に影響を受ける可能性がある。 ○ 流通経路の分断や生産者の被災による生産量の減少や生産物への被害により、地域的に野菜等の食糧が不足する場合もある。

被害想定・事態想定からの各地区の特徴的課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災した農地の再整備が必要である。 ○ 農業関連施設やため池等の早期復旧が必要である。 ○ 農産物の流通経路を確保する必要がある。 ○ 各市町村の被災前、被災後の農業状況を踏まえた農業振興策の検討が必要である。 ○ 高齢や専業の農業就業者への生活相談や雇用相談が必要である。 <p>【地区の特性からの課題】</p> <p>*市街化・人口動向によっては、以下の課題が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ミニ開発による人口増加と集落地のスプロール化への対応が必要である。 ○ 農道や既存の道路交通量の増加への対応が必要である。 ○ 集落地内の公園や広場の確保が必要である。

一般的農業集落地



復興方針	
○ 農業再開を支援し、農業就業者の生活再建を支援するとともに、市街化、人口の動向を見据えた都市基盤施設・生活基盤施設の整備を進め、集落環境の向上を図る。また、農業基盤の整備についても推進する。	
復興方策：産業	
○ 農業再開への支援 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 農地の復旧・復興事業（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく国の補助の活用） ◇ 代替農地の開墾取得、貸付 ◇ 農地の借上及び整備費の助成 ◇ 農業共同利用施設等の再建への助成 ◇ 農林漁業金融公庫の自作農維持資金の貸付の活用促進（農林漁業金融公庫法、自作農維持資金金融通法） ◇ 農林漁業金融公庫の貸付条件緩和等の特別措置を国に要請 ◇ 国・県等の各種助成・融資制度に関する情報提供 ◇ 作物転換等のための技術研修の開催 ◇ 農業経営相談の実施 	○ 物流ルートに関する情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 業界団体等への情報提供
復興方策：集落地の整備	復興方策：生活
○ 道路、公園・広場、下水道、集会施設等の都市基盤施設・生活基盤施設の整備	○ 高齢農業者や専業農業者の生活相談や雇用相談の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者福祉施設・サービスの拡充・整備 ◇ ホームヘルパーの派遣

事前対応	
○ 当該地の農業に関する動向調査の実施による農業振興策の事前検討 <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別措置・補助等の要請に関する手順についての確認 	

2 施設園芸型農業集落地

地区の特性	
人口・産業	地形・都市構造
<ul style="list-style-type: none"> ○農地の転用等による宅地開発の影響もあって、人口は増加傾向にある。 ○世帯人員は多い。 ○農業就業者は減少しつつあり、農業の兼業化及び農業従事者の高齢化が進行している。 ○野菜や果物、花き生産等の都市型農業が発達し、その市町村の農業特産物となっている。 ○持家の人が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○幹線道路へのアクセスが良い。 ○鉄道駅等を中心とする市街地に近く、住宅地に隣接している。 ○既存の幹線道路の中には、人口増加とともに増加する交通量に対応できていない部分もある。 ○公共下水道は整備中、もしくは未整備である。 ○園芸農業施設など、農業生産に直接関係する施設・設備が集積している。 ○木造、防火木造の戸建住宅が多い。

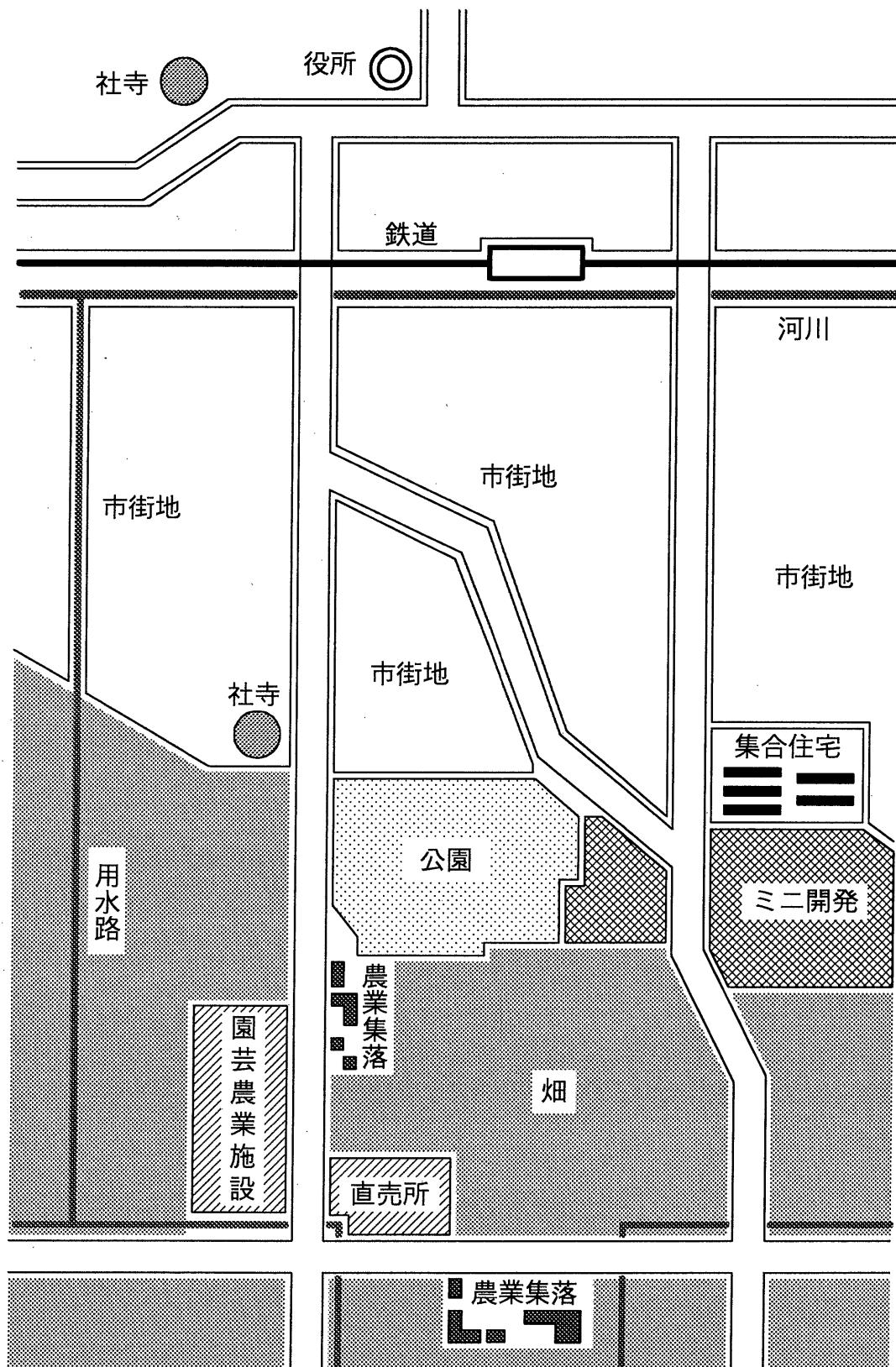
被害想定		事態想定
人的被害	物的被害	
<ul style="list-style-type: none"> ○建物倒壊や火災による死傷者は少ない。 ○避難者は、短期・長期ともに少ない。 ○通勤先が都心部の場合には、帰宅が困難になる人が多い。 ○通勤・通学者が多い場合は、通勤・通学生で被災し、死傷する住民がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅等の建物への被害は小さい。 ○炎上出火・焼失はほとんどない。 ○上下水道、都市ガス、電力、電話といったライフライン関連のサービスの供給が一時停止し、復旧に時間がかかる場合もある。 ○園芸農業施設の中には、ガラス破損等の被害を受ける所もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○農業施設の被害により、農業生産が困難になるとともに、主要な消費者である首都圏の住民も被害を受けたことにより需要が減少し、農業生産による収入が減少する。 ○当該市町村の農業特産物となっている園芸農業生産物等の生産量の減少や需要の動向によっては、当該市町村の農業が衰退していく。 ○流通経路である幹線道路の被害により、出荷に支障ができる。

被害想定・事態想定からの各地区の特徴的課題	
<ul style="list-style-type: none"> ○主要農作物・特産物の生産体制への支援が必要である。 ○園芸農業施設等の主要農作物の生産に不可欠な施設の復旧への支援が必要である。 	

復興方針	
<ul style="list-style-type: none"> ○農業再開を支援し、農業就業者の生活再建を支援するとともに、市街化、人口の動向を見据えた都市基盤施設・生活基盤施設の整備を進め、集落環境の向上を図る。また、農業基盤の整備についても推進する。特に、園芸施設等の農業施設の復旧・復興を支援する。 ○主要農作物・特産物を中心とした農業の再開を支援する。 	
復興方策：産業	
<ul style="list-style-type: none"> ○主要農作物の生産支援 <ul style="list-style-type: none"> ◇主要農作物の生産農家への生産再開のための施設・設備の修理・修繕費用の助成や資金融資 ◇金融機関等に対し、特産農作物生産農家への資金貸付の優遇や融資条件緩和等の特別措置の要請 ○農業施設の代替施設の提供 <ul style="list-style-type: none"> ◇園芸施設等借上助成 ◇園芸施設等リース事業 ○物流ルートに関する情報提供 ○業界団体等への情報提供 	

事前対応	
<ul style="list-style-type: none"> ○流通経路の複線化・多方面化 ○代替施設の建設可能地や提供のための手順等の事前検 	

施設園芸型農業集落地



第4章 漁業集落地の復興

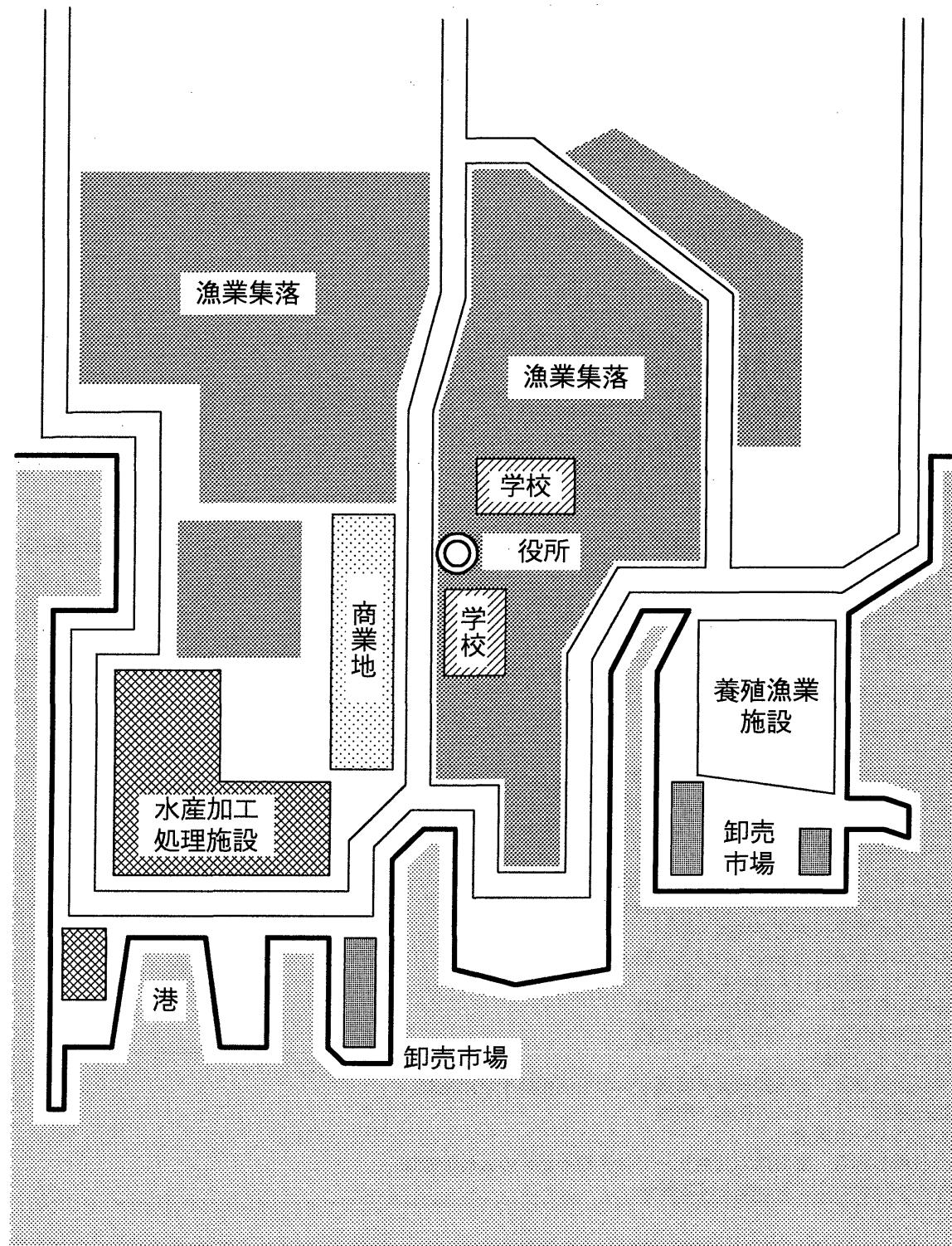
1 一般的漁業集落地

地区的特性	
人口・産業	地形・都市構造
<ul style="list-style-type: none"> ○ 人口は減少傾向、もしくは増加にあるが、その増加率は小さい。 ○ 高齢化の進行が著しい。 ○ 転出人口が多い。 ○ 水産物加工業も発達している。 ○ 漁業就業人口は減少傾向にあり、主な産業は第3次産業となっている。また、第3次産業には、観光に関連したサービス業も含まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 臨海部分に漁船や養殖漁業施設、その他の漁業関連施設が集積している。 ○ 臨海部分に卸売市場や製造業事業所等の関連産業も集積して立地している。 ○ 内陸部へのアクセス路が限られており、沿岸部を幹線道路が通っている。 ○ 地区内の道路は狭隘道路や行き止まり道路が多い。 ○ 背後は山地やがけとなっている。 ○ 防潮堤等の海岸保全施設が整備されている。 ○ 下水道の整備は進んでいない。 ○ 市街地内には公園等の身近な緑地やオープンスペースが不足している。 ○ 木造の戸建住宅が多い。 ○ 狹隘道路に接している住宅が多い。

被災想定		事態想定
人的被害	物的被害	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅等の木造建物の倒壊による死傷者が多い。 ○ 冬季の場合は、火災による死傷者が多い。 ○ 落下物による死傷者がいる。 ○ 津波や地震により漁港周辺の水産加工業の施設や卸売市場で負傷者がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 液状化の危険は少ない。 ○ 岸壁等の漁港施設や海岸保全施設が被害を受ける。 ○ 沿岸部の漁業施設や家屋は津波による浸水等の被害を受ける。 ○ 津波により漁船や養殖場が被害を受ける。 ○ 崖地崩壊による建築物の倒壊もある。 ○ 木造建築物の被害が大きい。 ○ 土砂崩れ等により、内陸部へのアクセス路が分断される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 岸壁が被害を受け、漁港が利用できない。 ○ 養殖施設等の漁業関連施設に被害があり、漁業に支障が生じる。 ○ 津波による浸水や崖崩れにより、数区画に渡って家屋が倒壊した場合は、集団移転が必要となる。 ○ 漁業専業者は津波等による漁船の被災や喪失により、漁業で生計を維持できなくなる。 ○ 水揚量の減少により、水産加工業が衰退し、同産業就業者が職を失う。 ○ 高齢の漁業専業者は、漁業の廃業により心身の健康に影響を受ける。 ○ 中小規模の市町村は、被災者への対応や被害を受けた道路等の公共施設の応急・復旧への対応に際し、人員が不足する。

被災想定・事態想定からの各地区の特徴的課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 各市町村の被災前、被災後の漁業の状況を踏まえた漁業振興策の検討が必要である。 ○ 漁業施設・設備の再建への支援が必要である。 ○ 街区単位の住宅被害による集団移転者への対応が必要である。 ○ 漁業者の漁業再建への支援が必要である。 ○ 高齢漁業者や漁業廃業者や水産加工業等の漁業関連産業就業者への生活相談や雇用相談が必要である。 <p>【地区の特性からの課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 狹隘道路や行き止まり道路の改善が必要である。 ○ 集落地区内の公園・広場の確保が必要である。 ○ 高齢化の進行と人口減少への対応が必要である。

一般的漁業集落地



復興方針
<ul style="list-style-type: none"> ○漁港の整備とともに、漁港と一体的に市街地の整備を進め、漁業環境の改善と併せて生活基盤施設の整った快適で安全な住環境の形成を図る。 ○津波の被害を防ぐために、海岸保全施設の整備を進めるとともに、安全な住宅地を整備し、住民の安全を確保する。 ○漁場や養殖場の整備を図るとともに、新たな漁業施策の導入検討する。 ○住民の漁業再開への支援を行うとともに、漁業者の生活支援にも留意する。
復興方策：集落地の整備
<ul style="list-style-type: none"> ○漁港と集落地の復興事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◊漁業集落環境整備事業 ◊漁港漁村総合整備事業 ◊密集住宅市街地整備促進事業 ◊土地区画整理事業 ○集落地の安全確保のための防潮堤等の海岸保全施設の整備 ○津波避難路の整備
復興方策：産業
<ul style="list-style-type: none"> ○漁業再開への支援 <ul style="list-style-type: none"> ◊天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の検討のための被害状況等の早期把握（天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法） ◊農林漁業金融公庫の沿岸漁業経営安定資金の活用促進（農林漁業金融公庫法） ◊農林漁業金融公庫の貸付条件緩和等の特別措置を国に要請 ◊関係機関等に対する既往貸付制度資金の償還条件の緩和の要請 ◊個人漁船所有者への漁船修理・修繕費用の助成・資金融資（漁業協同組合への共同利用小型漁船の建造費の補助は「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に定められている。） ○漁業施設・設備の整備 <ul style="list-style-type: none"> ◊養殖施設の復旧事業（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく国への補助の活用） ◊新沿岸漁業構造改善事業（漁船漁業用作業保管施設の整備等） ○漁場環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ◊沿岸漁業整備開発事業（魚礁の設置） ◊種苗放流事業
復興方策：生活
<ul style="list-style-type: none"> ○集団移転者への住宅の供給 <ul style="list-style-type: none"> ◊防災集団移転促進事業 ◊かけ地近接等危険住宅移転事業 ◊各種事業の適用要件緩和等の国への要請 ○二次災害のおそれのある危険箇所の住宅の対策 <ul style="list-style-type: none"> ◊警戒区域の設定と移転促進区域の指定による移転計画の策定 ◊民間賃貸住宅移転者への家賃の補助 ○移転を希望する住民の住宅、宅地の取得の援助 <ul style="list-style-type: none"> ◊住宅金融公庫の災害復興住宅貸付資金の活用促進 ◊住宅金融公庫融資への利子補給・補助 ○高齢者や失業者等の災害弱者への住宅供給・再建への支援 <ul style="list-style-type: none"> ◊公営住宅の空家活用（入居のあっ旋） ◊災害復興公営住宅・一般公営住宅の建設 ◊各種融資制度利用者への利子補給の実施 ◊高齢者用住宅の整備 ○高齢や専業の漁業者、漁業関連産業就業者への生活相談や雇用相談 ○高齢者福祉施設・サービスの拡充・整備 <ul style="list-style-type: none"> ◊ホームヘルパーの派遣 ○災害時の各種の応急・復旧期の公共サービス供給のための人員の確保 <ul style="list-style-type: none"> ◊他市町村との協定による応援人員の確保

事前対応
<ul style="list-style-type: none"> ○生活基盤施設の整備による住環境の快適性・安全性の向上 ○狭隘道路や行き止まり道路等の交通網の改善とアクセス路の複線化

2 特産地型漁業集落地

地区の特性	
人口・産業	地形・都市構造
<ul style="list-style-type: none"> ○ある特定の漁業（例えばまぐろ漁業等）に特化している。 ○人口は減少傾向にあり、微増している場合も増加率は小さい。 ○高齢化の進行が著しい。 ○転出人口が多い。 ○水産物加工業、また特産物に関連した産業も発達している。 ○漁業就業者人口は減少傾向にあり、主な産業は第3次産業となっている。また、第3次産業就業人口には、観光に関連したサービス業や他都県や他市町への通勤者も含まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○都心部や市街地に比較的近接している。 ○臨海部分に漁船や養殖漁業施設、その他の漁業関連施設が集積している。 ○臨海部分に卸売市場や製造業事業所等の関連産業も集積して立地している。 ○当該地へのアクセス路が限られており、沿岸部を幹線道路が通っている。 ○地区内の道路は狭隘道路や行き止まり道路が多い。 ○背後は山地やがけとなっている。 ○下水道の整備は進んでいない。 ○市街地内には公園等の身近な緑地やオープンスペースが不足している。 ○木造、防火木造の戸建住宅が多い。 ○狭隘道路に接している住宅が多い。

被害想定		事態想定
人的被害	物的被害	
(一般漁業型と共通)	(一般漁業型と共通)	<ul style="list-style-type: none"> ○特化している水産物の水揚量の減少により、漁業全体が衰退する。 ○水産加工業だけでなく、観光にも影響が出る。 ○特産物に関連して発達してきた伝統産業が衰退し、市町村の伝統文化の継承に影響が出る。

被害想定・事態想定からの各地区の特徴的課題	
<ul style="list-style-type: none"> ○特産物に関連した漁業や産業への支援が必要である。 	

復興方針	
○特産品である水産物を中心に漁業再開を支援するとともに、水産加工や土産品店等の関連事業産業への支援とその活性化を図る。	
産業	
○特産物に関連した漁業者への支援	
◇漁業再建への支援（一般漁業型と同じ）	
○特産物に関連した観光や製造業等の他の産業への支援	
◇商工会や観光協会等の関連団体との連携による特産物のPRの強化	
◇被災した特産物関連の産業の中小企業の団体等への販路開拓や人材養成事業等の共同事業に対する助成	
◇販路拡大のための商談会等の開催	
◇金融機関等に対し、特産物関連の事業所への資金貸付の優遇や融資条件緩和等の特別措置の要請	

事前対応	
<ul style="list-style-type: none"> ○市街地内のオープンスペースの確保 ○漁業再建への支援策の事前検討 ○アクセス路の複線化とライフラインの耐震・耐火性の向上 	

第5章 観光地の復興

1 一般的観光地

事態想定

- 観光資源のある公園が被害を受ける。
- ホテル、旅館や土産物屋等の観光産業の施設が被害を受け、修理・修繕・建替えが必要となる。
- 被災状況によっては、個人商店の土産物屋が閉店するなど、商店の集積が減少する。
- 借店舗の場合、所有者・地主の被災状況によっては修理・修繕・建替えが進まない場合、営業再開が困難となる。
- 商店街等の観光関連の施設が被害を受け、観光地としての賑わいや活気がなくなり、観光客の減少に影響する。
- 多くの観光客が観光地の宿泊施設等で死傷した場合、当地での医療需要が増大する。

被害想定・事態想定からの各地区の特徴的課題

- 観光資源の復旧・修復が必要である。
- 観光産業や関連産業の商店等の施設再建への支援が必要である。
- 負傷した観光客への十分な医療対応の確保が必要である。

復興方針

- 観光資源の修復・修繕を進めるとともに、観光関連産業の事業再開への支援を行う。
- 観光資源や関連施設の復旧・復興を受け、観光客を誘致し、関連産業の活性化を図る。

復興方策：産業

- 観光資源の復旧・修復
 - ◇ 被害調査の実施
 - ◇ 国、県等への資金援助の要請
 - ◇ 基金の創設による復旧・修復費の助成や資金融資
- 観光産業・観光関連産業への支援策
 - ◇ 金融機関への資金融資の条件緩和等の特別措置の要請
 - ◇ 国、県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置についての情報提供と相談
 - ◇ 事業再開のための総合相談所の設置
 - ◇ 観光産業施設の再建のための費用助成や資金融資（中小企業事業団の災害復旧高度化事業の活用等）
 - ◇ 新たな観光資源の創出
 - ◇ 観光PRの強化
 - ◇ 会議・大会等の誘致奨励金の交付
 - ◇ 被災した観光関連の中小企業の団体等への販路開拓や人材養成事業等の共同事業に対する助成
- 仮設店舗の供給
 - ◇ 仮設店舗の用地の確保
 - ◇ 共同仮設店舗の設置
 - ◇ 共同仮設店舗設置団体への費用助成や資金融資（中小企業高度化資金や創設した復興基金の活用）
 - ◇ 民間賃貸店舗についての情報提供とそのあっ旋
- 商店街の活性化
 - ◇ まつり等のイベントの開催
 - ◇ 商店街へのコンサルタント等の派遣
 - ◇ 商業者の懇談会等の開催による交流の促進

事前対応

- 緊急輸送経路の確立
- 観光産業や商店街の活性化方策の検討
- 観光客の死傷者を想定した災害時の医療体制の確立

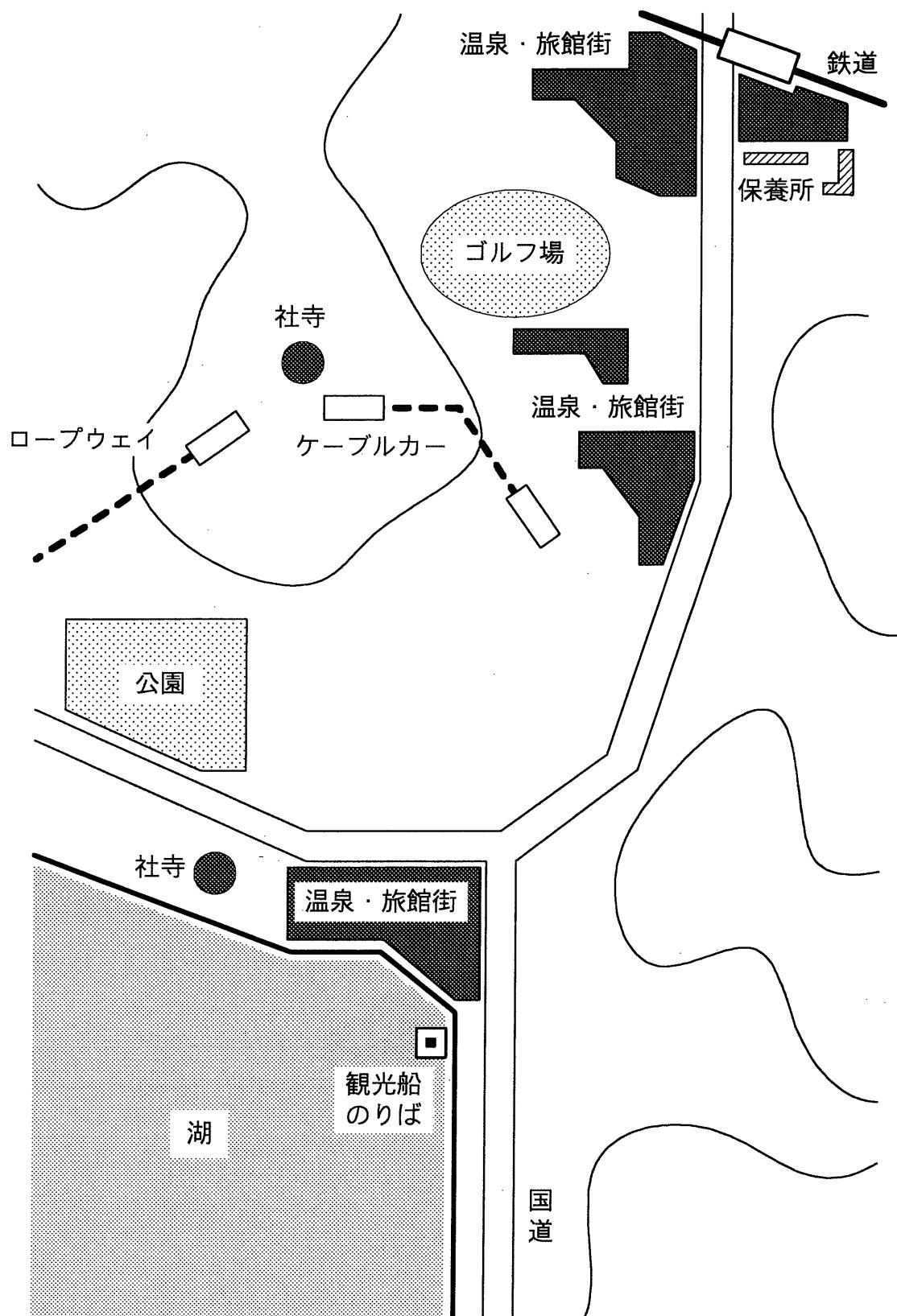
2 温泉観光地

地区の特性	
人口・産業	地形・都市構造
<ul style="list-style-type: none"> ○ 人口は転出による減少傾向にあり、高齢化の進行が顕著である。 ○ 5歳未満の乳幼児の人口は少ない。 ○ 当該市町村の経済は観光や観光関連産業に依存している。 ○ 住民の多くが観光産業や関連したサービス業に従事している。 ○ 観光客は、主に南関東地域からきている。 ○ 住宅は持家が多い。 ○ 狹隘道路に接している住宅が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小規模な地方公共団体（町村部）である。 ○ 当該地へのアクセス路が限られている。 ○ 山間部の場合は、かけや急傾斜地がある。 ○ 観光関連の産業地（商業地等）が形成されている。 ○ 下水道の整備は進んでいない。 ○ 行き止まり道路もある。

被害想定		事態想定
人的被害	物的被害	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 昼間・夜間にともに、宿泊施設、レクリエーション施設や観光関連施設において落下物等により多くの観光客が負傷する。 ○ 木造建物の倒壊により、住民、就業者、観光客が死傷する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物の全壊は少なく、ホテル、旅館等の宿泊施設の被害は大きくない。 ○ ゴルフ場や公園等のレクリエーション施設が被害を受ける。 ○ 火災による延焼の可能性は低い。 ○ 木造住宅への被害が比較的大きい。 ○ 急傾斜地のある場合は、崖崩れによる建物被害がある。 ○ 土砂崩れ等により、当該地への限られたアクセス路が分断される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該地へのアクセス路が分断されて、住民・観光客が孤立する可能性がある。 ○ 観光産業の衰退から、失業者が増える。 ○ 観光産業の衰退により、当該市町村の経済全体が低迷し、財政基盤が弱くなる。 ○ 高齢の経営者の中には事業を廃業する人も多く、観光産業に従事する高齢者が観光産業の衰退により収入が減少するなど、経済的影響が大きい。 ○ 観光客は主に関東地域からきており、南関東地震によって被災した観光客の生活復興が実現しないと、施設等の復旧が完了しても、観光客が戻ってこない。 ○ 南関東地域からの観光客は自宅や家族の安否が分からぬなど、状況の把握が困難となる。 ○ 中小規模の市町村は、多くの観光客を含む被災者への対応や道路等の公共施設の応急・復旧対応に人員が不足する。

被害想定・事態想定からの各地区の特徴的課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市街地へのアクセス路の確保が必要である。 ○ 観光産業の経営者に対し、事業再開への支援が必要である。 ○ 被災住民の失業者に対し雇用対策が必要である。 ○ 主な観光客となっている南関東地域の住民の生活復興が重要である。 ○ 南関東地域以外の被災していない地域からの観光客の誘致が必要となる。 ○ 観光客への被害情報や避難や災害への対応に関する情報提供が必要である。

一般的観光地



復興方針	
復興方策：都市施設の整備	復興方策：観光客へ対応
復興方策：産業	復興方策：生活
<ul style="list-style-type: none"> ○観光資源の修復・修繕を進めるとともに、観光産業に就業する多くの住民の生活再建を支援する。 ○より多くの観光客を誘致するために、観光地へのアクセス路の整備による利便性の向上や、より多様な地域からの観光客の誘致に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○観光客への災害情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ◇ラジオ等の情報伝達手段の確保 ◇宿泊施設への情報提供 ○ボランティアの受入体制の確立
<ul style="list-style-type: none"> ○新たなアクセス路の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災住民の雇用の確保 <ul style="list-style-type: none"> ◇被災者の優先雇用の要請 ◇事業所等への雇用維持の要請 ◇雇用調整助成金制度の事業者への周知 ◇その他、国・県等の行う助成金等の制度に関する情報提供 ◇労使間のトラブルに関する行政相談と法律相談の実施 ○雇用に関する情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ◇広報誌の発行 ○雇用相談所の開設
<ul style="list-style-type: none"> ○観光産業の経営者に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ◇相談対応人員（中小企業診断士等）の確保と経営相談の実施 ◇各種の資金融資や助成制度に関する情報提供 ◇観光関連産業の各種団体の交流促進 ○南関東地域以外からの観光客誘致策（観光協会等との連携） <ul style="list-style-type: none"> ◇イベント等の開催 ○全国的なP R の強化（テレビ番組制作等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○南関東地域以外からの観光客誘致策（観光協会等との連携） <ul style="list-style-type: none"> ◇イベント等の開催

事前対応
<ul style="list-style-type: none"> ○当該地の緊急輸送経路の確立 ○災害時の各種の応急・復旧期の公共サービス供給のための人員の確保 <ul style="list-style-type: none"> ◇他市町村との協定締結による応援人員の確保 ○観光地や商店街の活性化方策の検討

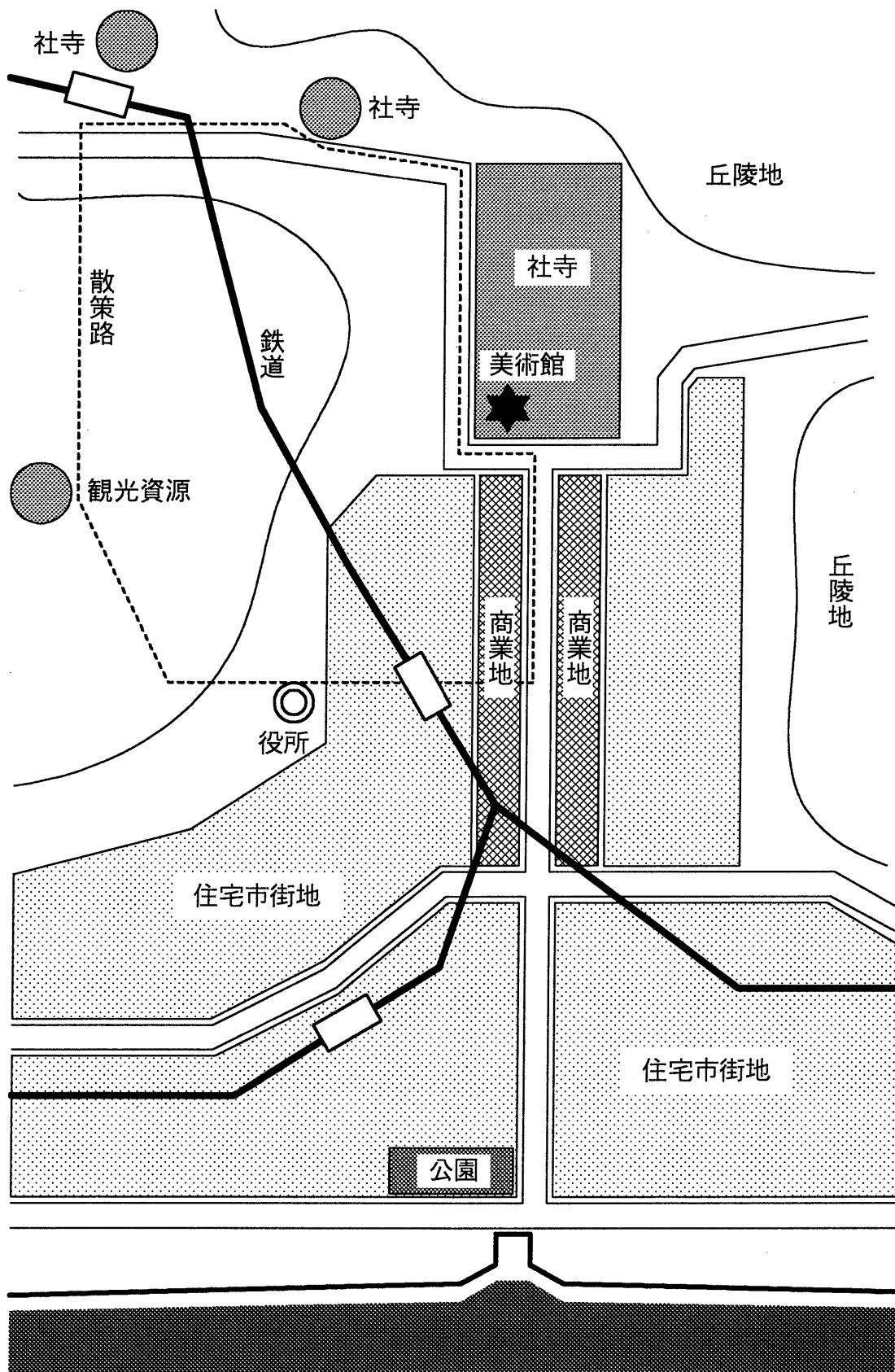
3 歴史・文化財型観光地

地区の特性	
人口・産業	地形・都市構造
<ul style="list-style-type: none"> ○ 人口は減少傾向にあるが、その減少率は小さく、宅地開発動向によっては人口増加傾向の場合もある。 ○ ひとつ、もしくは1種類の観光資源が観光の中心であり、関連した小売業、サービス業が発展している。 ○ 中心となる観光資源は、国等による文化財指定等により保護されている場合もある。 ○ サービス業が発展し、当該地区で多数の就業者を抱えているが、必ずしもその市町村の住民とは限らない。 ○ 近隣都市からだけではなく、全国の様々な地域から観光客が訪れる。 ○ 住宅の所有は持家、借家ともに多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 戸建住宅や共同住宅による住宅市街地と一体となった地域である。 ○ 当該地へのアクセス路は複数確保されている。 ○ 観光関連の産業地が形成されている。 ○ 都市基盤施設は整備されている。 <p>【歴史資源型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 観光資源は集積していない。 ○ 観光関連の産業地が形成されている。 ○ 当該地へのアクセス路は確保されていない場合もある。 ○ 戸建住宅が多く、住宅市街地と一体となった地域である。 ○ 最近建築された住宅はあまり多くない。

被害想定		事態想定
人的被害	物的被害	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物倒壊や火災による死傷者が多い。 ○ 昼間に発生した場合、多くの観光客も死傷する。 ○ 他都県や他市町村から通勤する観光関連産業の就業者が多く、死傷する者も多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観光資源が位置する市街地において、木造建物の全壊率が高い。 ○ 地震発生が冬季の場合、延焼率が高い。 ○ 寺社やレクリエーション施設等の観光資源の被害も大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歴史資源型の観光地の場合、文化財等の観光資源の修理・修復が進まないと、観光産業が成り立たなくなる。 ○ 市街地の復興が進まないと、市街地と一体となった観光地の魅力が減少する。

被害想定・事態想定からの各地区の特徴的課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 観光資源の復旧が必要である。 ○ 市街地と一体となった復旧・修理が必要である。 <p>【地区の特性からの課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺市街地の耐火・耐震化が必要である。

歴史・文化財型観光地



復興方針

- 遅れがちになる文化財のいち早い復興を図る。
- 観光資源の早期復旧を目指すとともに、周辺市街地の復興を促進する。
- 周辺市街地の復興に際しては、文化財や歴史的資源を活かした風情ある観光地となるよう配慮する。

復興方策：産業

- 文化財等の観光資源の復旧・復興方策
 - ◇国や県指定文化財等の被害状況の調査と県への報告
 - ◇民間所有の場合は、修復に関する文化財所有者との協議
 - ◇民間所有者負担の修理費の復興基金等からの助成や資金融資
 - ◇国への助成措置の要請（国庫補助のかさあげ）
 - ◇文化財保護振興財団への募金活動等への協力の要請
- 周辺市街地の復興の促進

事前対応

- 震災前からの防災まちづくりの推進
- 文化財等の防災（防火）対策の充実

第6章 港湾地域の復興

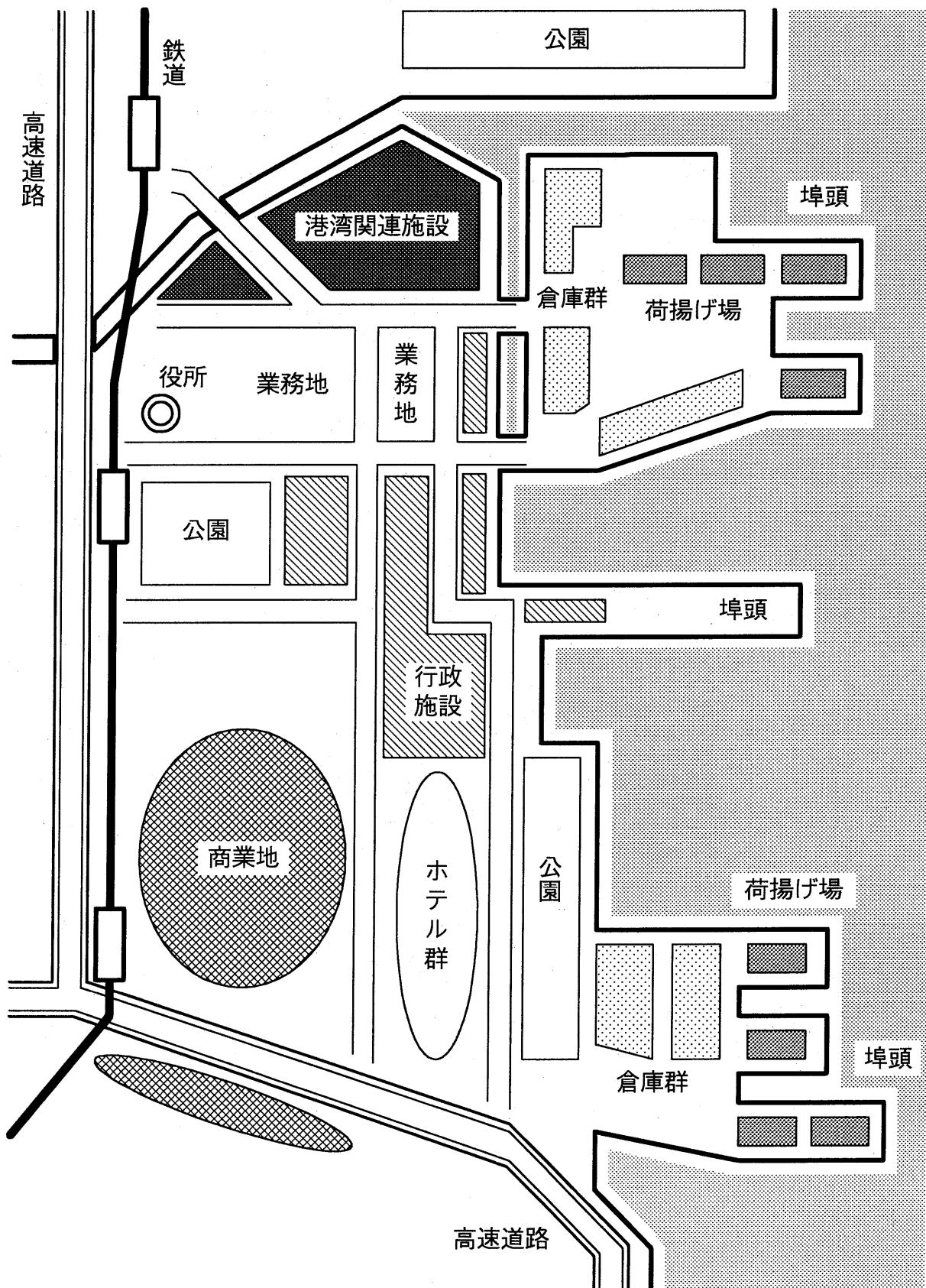
1 港湾地域

地区の特性	
人口・産業	地形・都市構造
<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な種類の貨物を取り扱っており、取扱貨物量は多く、首都圏・関東地域及び周辺地域の産業を支える重要な港湾である。 ○ 関連する流通業や倉庫業も集積している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 臨海地区に重化学工業の工場や火力発電所等が立地している。 ○ コンテナ取扱施設が整備されている。 ○ 住宅市街地にも近接している。 ○ 港湾再開発地区など、商業施設や住宅、レクリエーション施設など様々な土地利用が混在している地区もある。 ○ 周辺には業務施設が立地している。 ○ 幹線道路、特に高速道路へのアクセスが確保されている。

被害想定		事態想定
人的被害	物的被害	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 就業者に死傷者が出る。 ○ 商業地や業務地の土地利用が混在した再開発地区において、隣接する港湾施設の火災等により負傷者がが出る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災の発生の可能性があり、立地する重化学工業等の危険物を扱う施設からの大規模な火災が発生する可能性もある。 ○ 倉庫・港湾施設（コンテナ取り扱い施設等）の被害が大きい。 ○ ライフラインの供給が停止することによって、貨物等（冷凍貨物等）に被害が出る。 ○ 市街地からの延焼により業務施設等が焼失する可能性がある。 ○ 浸水により、施設や貨物等に被害が出る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幹線道路の被害により、港湾施設へのアクセスが困難となる。 ○ 倉庫や岸壁等の港湾施設が一時的又は長期的に使用不可能になる。 ○ 港湾地区に立地する工場が被害を受ける。 ○ 荷揚げした貨物が被害を受ける。 ○ 港湾施設の被害により、船舶が寄港できなくなるため、一時的に航路の変更が行われるが、定期航路のサービス（主にコンテナ船サービス）は復旧が長期化した場合、寄港地を変更する可能性があり、港湾取扱量が減少する。 ○ 取扱量の減少により港湾収入が減少する。 ○ 施設が回復しても、陸地の流通経路が絶たれている場合は、取扱量が回復しない。 ○ 港湾地区に立地する工場が大きな被害を受けたり、流通経路が分断された場合など、移転する企業も出てくる。 ○ 歴史ある港湾施設の被害により、周辺市街地と一体となって発展してきた港湾の歴史を示すシンボルがなくなってしまう。

被害想定・事態想定からの各地区の特徴的課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災後の荷動き状況や経済動向を踏まえた港湾整備計画の見直しが必要となる。 ○ 岸壁等港湾施設の早期復旧が必要である。 ○ 市街地の幹線道路の早期復旧が必要である。 ○ 代替港湾の確保や代替港湾施設の整備が必要となる。 ○ 港湾地域への複数のアクセス路の確保が必要である。 ○ 歴史ある港湾施設を周辺市街地のまちづくりに活用することが必要である。

港湾地域



復興方針

- 流通・貿易機能の早期回復を目指し、港湾施設の復興整備を図るとともに、市街地の復興との連携を考慮しつつ、災害に強い港湾整備を進める。
- 周辺市街地と一体となって発展してきた地域では、港湾の歴史を次代に語り継げるようなまちづくりとなるよう考慮する。

復興方策：産業

- 市街地整備や道路整備等の他の復興事業との連携や被災後の荷動き状況等を考慮した港湾整備計画の見直しと港湾復興計画の策定
- 緊急時の代替港湾の確保
 - ◇ 暫定的な他港への貨物のシフト、日曜荷役の実施等の関係団体への要請
 - ◇ 税関や関係団体に対する港湾施設の外貿・内貿の区別の暫定的撤廃の要請
- 被災した港湾施設の代替施設整備
- 関係官公庁に対する緊急時の港湾手続きの簡素化の要請
- 日本開発銀行に対する被災した倉庫、荷役機械等の港湾関連施設所有者に対する低金利融資の要請

復興方策：生活（文化）

- 港湾機能の見直しと港湾施設の近代化促進
- 市街地の復興・まちづくりにおける港湾の歴史的資源（建築物等）の保全と活用

事前対応

- 緊急時の海上輸送ネットワークの検討・構築
- 橋梁等の整備による複数のアクセス路の確保
- 港湾の歴史的資源の耐震性・耐災性の向上

南関東地域直下の地震に対する
復興準備計画の策定に関する調査
報告書
平成11年3月
国 土 庁 防 災 局